

シン学校プロジェクト  
一宮市立小信中島小学校  
基本計画

2026(令和8)年2月

一宮市

# 小信中島小学校施設整備基本計画

## 目次

第1章 計画の背景・目的	1
1 背景及び目的	1
2 上位計画・関連計画の整理	1
3 基本計画策定に向けた実施体制	3
第2章 小信中島小学校の状況	4
1 施設の概要	4
2 敷地・校舎等の状況	9
3 児童数・学級数の推移と将来推計	14
第3章 施設整備の基本的な考え方	15
1 施設の課題	15
2 ワークショップ等による要望事項	17
3 整備のコンセプト	21
4 整備方針	22
5 新校舎の配置計画の比較	23
6 配置計画の基本方針	25
7 平面計画の基本方針	27
8 施設規模	35
第4章 基本計画	36
1 配置計画	36
2 イメージ図	38
3 断面計画	41
4 立面計画	43
5 イメージパース	44
6 関連法規チェックリスト	45
7 構造計画	53
8 設備計画	53
9 防災対策	54
10 防犯・安全対策	54
11 自然環境への配慮	55
12 健康・バリアフリーへの配慮	56

1 3	概算事業費	57
1 4	事業スケジュール	57
1 5	管理運営	59

#### 参考資料

1	ワークショップの概要	65
2	ワークショップ報告書	66
3	ワークショップ参加者リスト	70
4	他都市の参考事例	71
5	補助制度の整理	72

# 第1章 計画の背景・目的

本章では、計画策定の背景、目的・位置づけを記載したうえで、整備対象施設の現状についてデータや写真をまとめる。

## 1 背景及び目的

一宮市(以下「市」という。)では、2023(令和5)年からシン学校プロジェクトを始動した。シン学校プロジェクトは、少子化が進み児童生徒数が減少する中で、単に古くなった校舎を順番に建て替えていくのではなく、新しい時代にふさわしい学校の在り方について、市民・地域の皆さまからのご意見をいただいて、一緒に考えていこうというものである。2024(令和6)年4月には、シン学校プロジェクトの第1期候補校の募集を開始し、市民・地域の皆さまからのご提案を踏まえ、2024(令和6)年8月に小信中島小学校を第1期前期の対象校とすることを公表した。

これを受けて、市では既存校舎の耐力度調査※を実施し、その結果特に北舎は老朽化が著しいことを確認した。市民・地域の皆さまからの提案と校舎の現状を鑑み、北舎の建替と南舎の全面長寿命化改修の方針となった。

基本計画の策定にあたっては、小信中島小スクールサポーター、小信中島連区地域づくり協議会、小信中島公民館、学校運営協議会、自主防災連絡協議会、民生児童委員、老人クラブ連合会、PTA、在校生やその保護者、地域からの参加者の皆さまとともに、ワークショップを複数回実施し、幅広い意見や助言を収集し、検討を重ねた。こうして得られた多様な声から地域としての原案が作られ、さらに行政や教育従事者からの視点等、事業に関わる諸条件を詳細に照らし合わせ計画案の調整を行った。

この計画案をもとに地域説明会において市民・地域の皆さまに説明し、そこで得られた様々な意見も踏まえて最終調整を行った。

これらの調整の後、2026(令和8)年1月26日開催の定例教育委員会において「シン学校プロジェクト 一宮市立小信中島小学校基本計画」が承認されました。

本計画は、上記の背景を踏まえ、学校の運営に支障をきたすことなく児童の安全安心な学習環境を整備するため、校舎改築事業を進める上での基本的な考え方をまとめたものである。

## 2 上位計画・関連計画の整理

本計画の策定を進めるにあたり、指針となる上位計画・関連計画の整理を行い、概要を図1-1に示す。

---

※耐力度調査：学校施設における建物の構造耐力、健全度(経年による耐力・機能の低下)、立地条件による影響の3点の項目を総合的に調査するもの

第7次一宮市総合計画(2018(平成30)年度～2027(令和9)年度)

【5つのプラン】の内、Plan5：未来の人材を育てる

【Plan5】の内、施策25：学校教育施設を整備します

第7次一宮市総合計画 実施計画(2025(令和7)年度～2027(令和9)年度)

【Plan5 施策25】の内、P25 01：事業名「シン学校プロジェクト」

老朽化した校舎を単に順番に建て替えていくのではなく、新しい時代にふさわしい学校について、市民・地域の方々の意見を取り入れ、計画的に改築等を進める。

一宮市デジタル田園都市構想総合戦略(2024(令和6)年度～2027(令和9)年度)

【5つの基本目標】の内、基本目標1.【希望】「若い世代の希望をかなえ、充実した子育て環境と子どもが健やかに学べるまち」をつくる。

【基本目標1.【希望】】の内、⑤特色ある教育の実施

・老朽化した校舎の建て替えをはじめとする、新たな学校のあり方を検討していく「シン学校プロジェクト」を着実に進めます。

## シン学校プロジェクト 基本方針

(2024(令和6)年3月)

整合

一宮市教育大綱(2021(令和3)年4月)

整合

一宮市学校教育推進プラン  
(2024(令和6)年度～2026(令和8)年度)

整合

一宮市公共施設等総合管理計画  
(2022(令和4)年3月改定)

## 対象校基本計画

(2026(令和8)年1月)

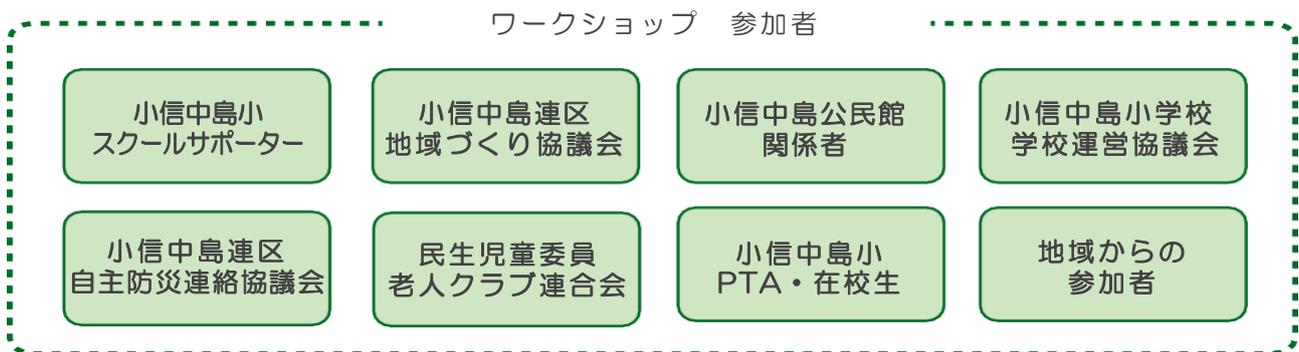
図 1-1 シン学校プロジェクト関係図(計画根拠・位置づけ)

### 3 基本計画策定に向けた実施体制

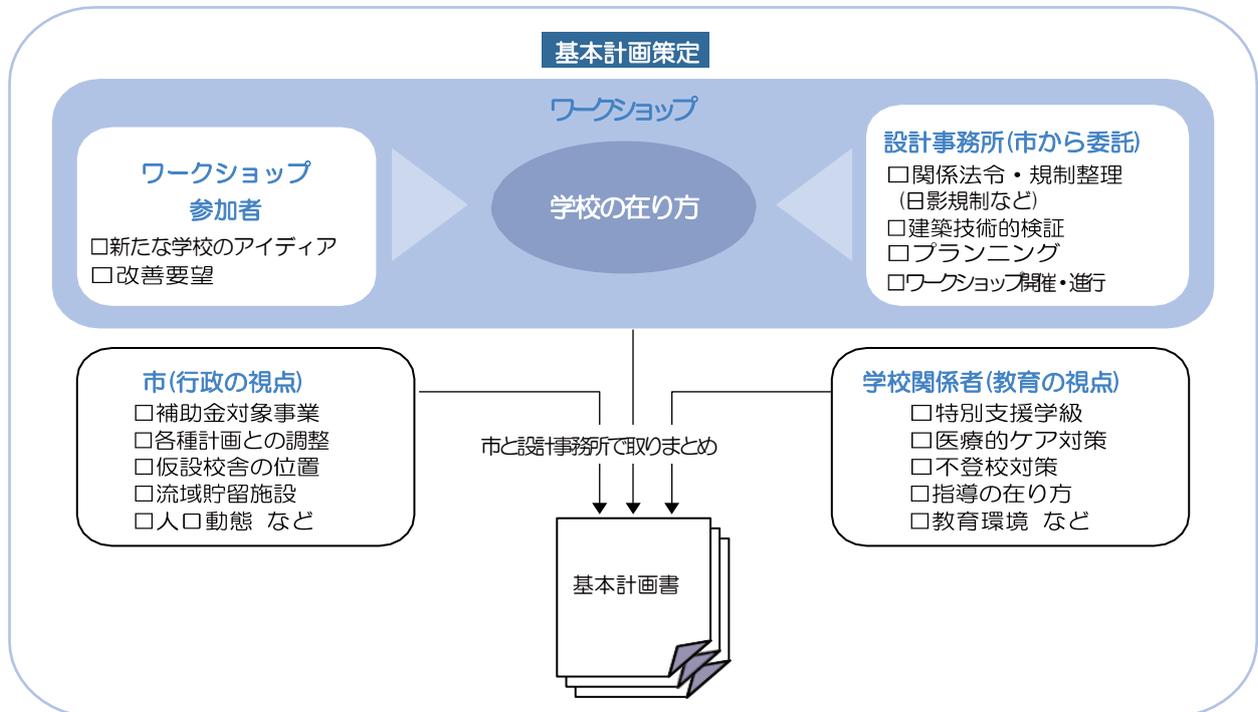
基本計画の策定にあたっては、できるだけ多くの人から意見や要望をヒアリングするため、地域の皆さまとともに、計5回にわたるワークショップを行った。

ワークショップでは、現在の小信中島小学校の状況や放課後児童クラブの利用状況などをヒアリングしつつ、市の行った児童及び教職員向けのアンケート結果なども紹介した。また、ワークショップ参加者が行った調査の紹介などもあり、これらをもとに活発な議論が展開された。

このワークショップにおける意見や要望をもとに、市民・地域の皆さまと市が協働して学校の在り方を描き、行政の視点と教育の視点を反映した基本計画の検討を行った。



〈 基本計画策定に向けた実施体制図 〉



## 第2章 小信中島小学校の状況

### 1 施設の概要

#### (1)小信中島連区について

小信中島連区は、一宮市の西部に位置し、岐阜県との県境として木曾川が付近を流れる。主要道路としては、東西に岐阜県羽島市へとつながる大垣一宮線(県道18号)、南北に西萩原北方線(県道147号)が走る。

小信中島小学校周辺の教育施設として、小信中島児童館が学校敷地内に、小信保育園が近隣にあり、小学校と合わせ3施設の共同駐車場が整備されている。放課後児童クラブについては、敷地内の児童館と近隣の高齢者施設である小信中島つどいの里の2階を使用して2か所で運用されている。

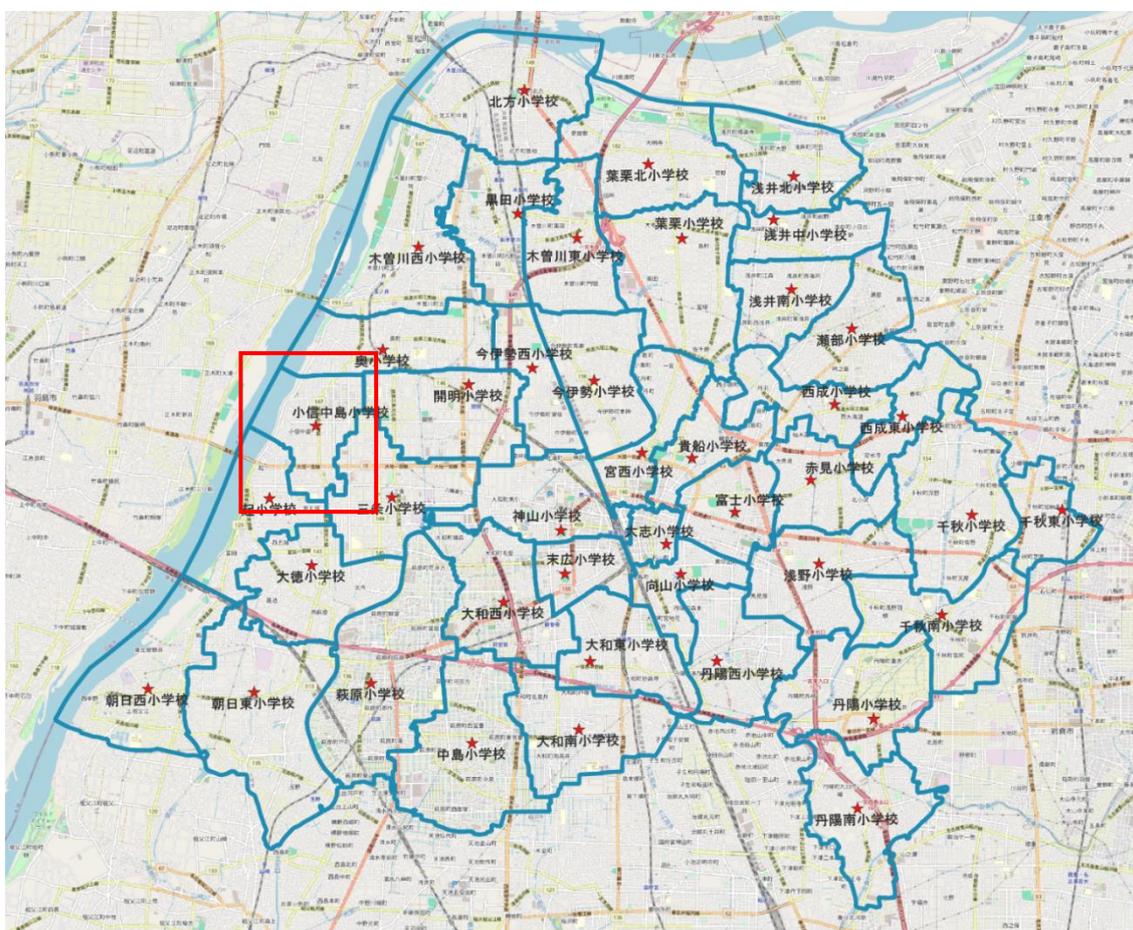


図 1-2 小信中島連区の位置

(Open Street Map より一宮市にて作成)



図 1-3 小信中島連区内の教育施設の分布  
(Open Street Map より一宮市にて作成)

防災としては、地震対策に加え、木曾川流域であることから洪水・内水に対しての被害想定や避難所指定等の防災対策が進められている。小学校の浸水想定としては、洪水の想定最大規模は3.0m～5.0m、高潮の想定最大規模は0.5m～3.0mである。小学校が指定緊急避難場所(※1)及び指定避難所(※2)に指定されているほか、連区内施設(小信中島つどいの里、小信中島公民館、小信中島児童館、小信保育園など)が補助避難所(※3)として指定されている。また、小信中島小学校周辺の地震時の液状化の危険度は「やや高い」地域にあたる。

- 
- ※1 指定緊急避難場所…災害から命を守るために緊急的に避難する場所のことで、洪水や地震などの災害の種類に応じてあらかじめ緊急避難場所として指定され、そのうち安全性等の一定の基準を満たす施設・場所は指定緊急避難場所に指定されている。
  - ※2 指定避難所…災害により自宅に戻れなくなった場合に、一定期間避難生活するための施設。多くの避難者を直ちに受け入れるための資機材や非常用通信手段の整備を行い、食糧・生活必需品の配布など救援活動の中心的な役割を果たす避難所として一宮市が指定している。(市立小・中学校の屋内運動場及び武道場)
  - ※3 補助避難所…指定避難所だけでは対応できない場合に、補助的な避難所として利用することを想定している施設。(一宮市の施設の一部)



図 1-4 洪水ハザードマップ  
(一宮市地図情報サイト「138 マップ」)



図 1-5 高潮ハザードマップ  
(一宮市地図情報サイト「138 マップ」)



図 1-6 液状化危険度マップ  
(一宮市「液状化危険度マップ」)

## (2)小信中島小学校について

一宮市立小信中島小学校は連区の中央に位置しており、敷地の東側を県道 147 号、南側と西側を市道が通っている。現在の校舎は、1954(昭和 29)年に建てられた北舎が一番古く、それ以外の南舎、屋内運動場、更衣室、機械室、屋外トイレなどは 1978(昭和 53)年から 1987(昭和 62)年にかけて建てられている。また、プールは 1961(昭和 36)年に建設されており、北舎に次いで古い。

表 1-7 施設の概要

施設名称	一宮市立小信中島小学校
計画敷地	愛知県一宮市小信中島字南平口 59 番地
施設用途	小学校
敷地面積	14,470 m <sup>2</sup> (うち運動場 7,625 m <sup>2</sup> )
用途地域	第一種住居地域 建ぺい率 60% 容積率 200%
防火指定	指定なし(建築基準法第 22 条指定)
日影規制	あり
上水道	市水道区域
下水道	供用開始区域
周辺道路幅員等	東側 県道 147 号西萩原北方線(幅員 12.7m) 西側 市道 L1016 号(幅員 4.0m) 南側 市道 O160 号(幅員 6.63~6.9m) 北側 隣地
周辺の教育施設等	小信中島児童館・放課後児童クラブ(敷地内) 小信保育園 放課後児童クラブ(小信中島つどいの里 2 階)
避難所等の指定	指定緊急避難場所 洪水時：校舎 2 階以上(収容人数 1,700 人) 地震時：グラウンド(収容人数 3,200 人) 指定避難所：屋内運動場(収容人数 300 人)
浸水想定	洪水：3.0m~5.0m 高潮：0.5m~3.0m

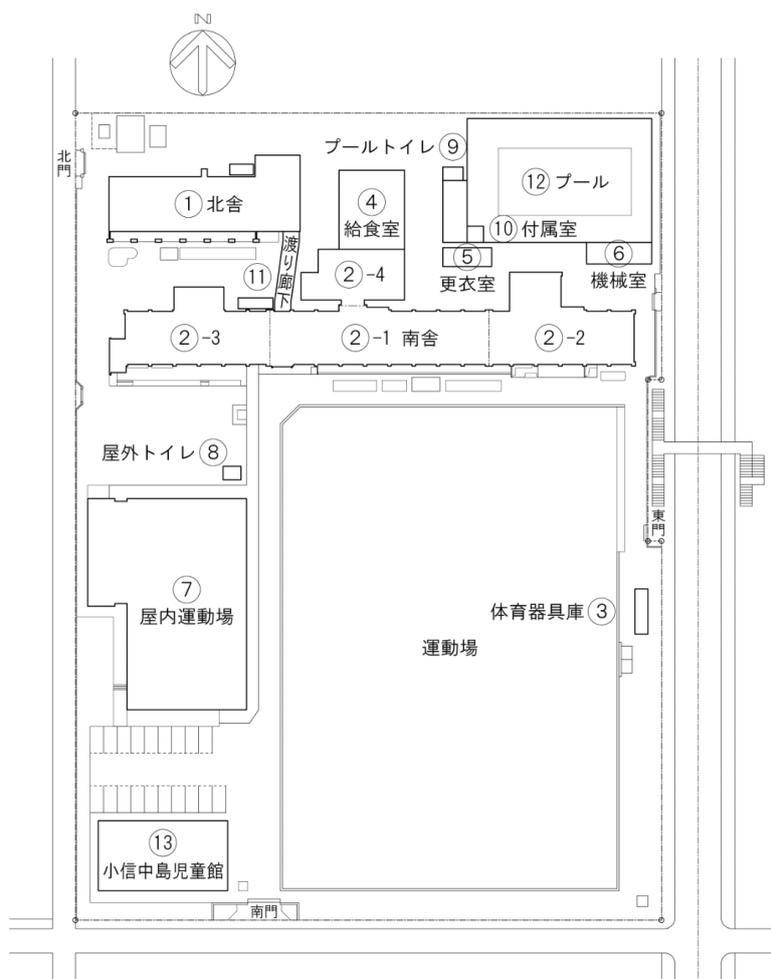


図 1-8 既設配置図

表 1-9 校舎各棟の概要

棟番号	棟名称※1	構造・階数※2	建築年月	床面積
①	北舎	RC・3階	1954(S29)年3月	1,097 m <sup>2</sup>
②-1	南舎(中央)	RC・4階	1978(S53)年2月	1,511 m <sup>2</sup>
②-2	南舎(東側)	RC・4階	1982(S57)年3月	1,329 m <sup>2</sup>
②-3	南舎(西側)	RC・2階	1987(S62)年3月	571 m <sup>2</sup>
②-4	南舎(北側)	RC・4階	1978(S53)年2月	615 m <sup>2</sup>
③	体育器具庫	RC・1階	1978(S53)年8月	39 m <sup>2</sup>
④	給食室	RC・1階	1979(S54)年12月	173 m <sup>2</sup>
⑤	更衣室	RC・1階	1981(S56)年7月	27 m <sup>2</sup>
⑥	機械室	S・1階	1982(S57)年6月	11 m <sup>2</sup>
⑦	屋内運動場	RC・1階	1987(S62)年3月	1,007 m <sup>2</sup>
⑧	屋外トイレ	RC・1階	1987(S62)年3月	17 m <sup>2</sup>
⑨	プールトイレ	RC・1階	1996(H8)年3月	19 m <sup>2</sup>
⑩	付属室	S・1階	1997(H9)年3月	3 m <sup>2</sup>
⑪	渡り廊下	S・2階	1978(S53)年2月	84 m <sup>2</sup>
⑫	プール	—	1961(S36)年8月	—
⑬	小信中島児童館	S・2階	2002(H14)年10月	294 m <sup>2</sup>

※1 棟名称及び棟番号は、本計画内で区別しやすく呼称するものであり、学校施設台帳の登録名称・番号とは異なる。

※2 RC とは、Reinforced Concrete の略で RC 造は鉄筋コンクリート造のことです。  
S とは、Steel の略で S 造とは鉄骨造のことです。

## 2 敷地・校舎等の状況

敷地や校舎等の現在の状況の写真をまとめる。各写真の撮影箇所は下図の通りである。

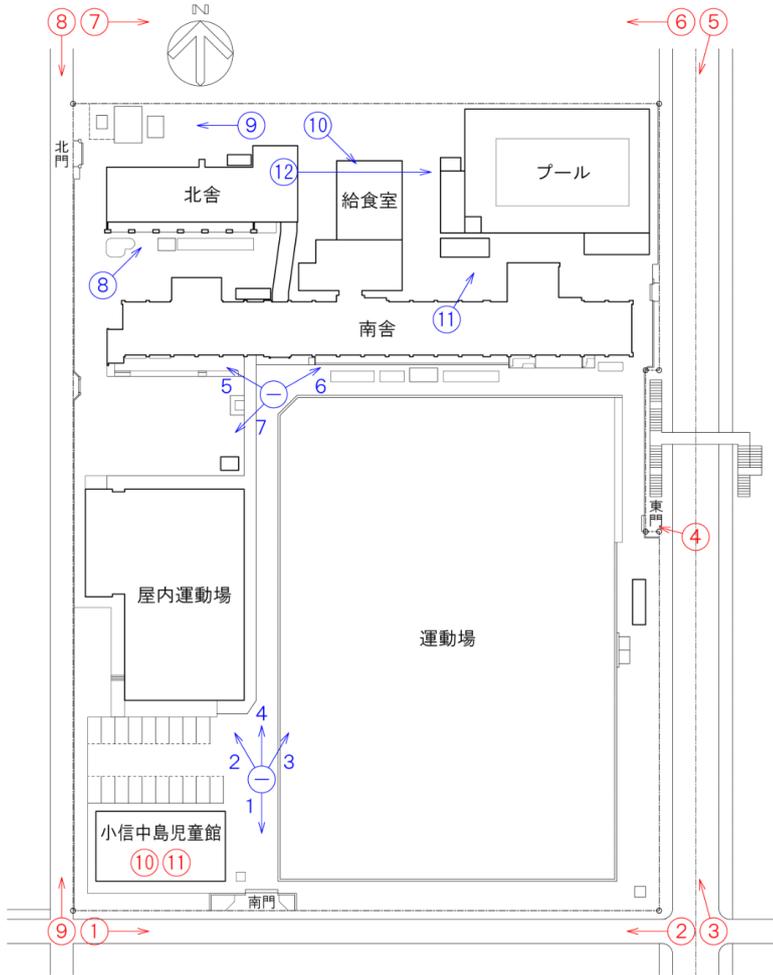


図 1-10 撮影箇所(配置図)

番号の色と掲載項目

- ①～⑫(1) 小学校の敷地内の状況
- ①～⑭(2) 校舎内の状況
- ①～⑮(3) 敷地周辺の状況

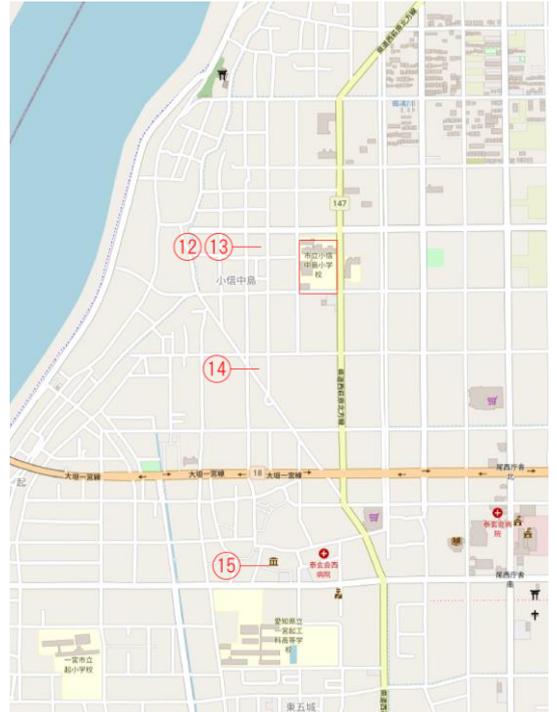


図 1-11 撮影箇所(周辺地図)

(Open Street Map より一宮市にて作成)

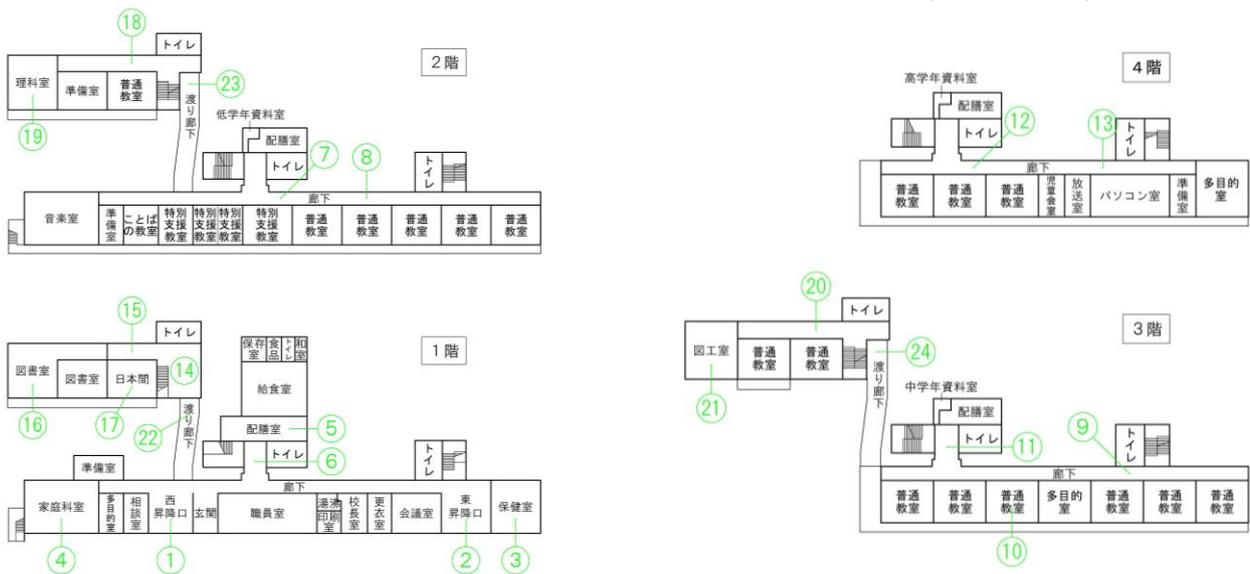


図 1-12 撮影箇所(平面図)

(1) 小学校の敷地内の状況

敷地内の配置としては、南側に運動場及び小信中島児童館があり、児童館と屋内運動場の間に児童館と学校との共用駐車場がある。保護者が送迎する場合は南門から車を取り入れ、この駐車場に駐車している。南舎は中央・東側は4階建て、西側は2階建てである。敷地北側には北舎・給食室・プールなどがある。北側のスペースは、給食運搬車や収集車、調理員の車が通行する。

		
①南門付近・小信中島児童館	②屋内運動場	③運動場
		
④昇降口までの動線	⑤南舎(西側)	⑥南舎(中央・東側)
		
⑦中庭	⑧北舎	⑨北門付近
		
⑩給食室	⑪プール(南舎から俯角)	⑫敷地北側(北舎から俯角)

(2) 校舎内の状況

南舎には5年生を除く各学年の教室と保健室、職員室関連、特別教室としては1階に家庭科室、2階に音楽室、4階にパソコン室がある。

北舎には5年生の教室があり、特別教室としては1階に図書室、2階に理科室、3階に図工室(図工準備室は南舎の4階)がある。渡り廊下は壁のない半屋外空間であり、3階は手摺が低く転落の危険があることから、現在は封鎖中である。

南舎北側の配膳室に接続する形で給食室がある。給食室で調理した給食はクラスごとに台車に乗せ、配膳室のダムウェーターで各階に運んでいる。

		
①西昇降口	②東昇降口	③保健室
		
④家庭科室	⑤配膳室	⑥1階配膳室前
		
⑦2階廊下	⑧2階廊下	⑨3階廊下
		
⑩教室(3年生)	⑪3階配膳室前	⑫4階廊下

		
⑬4階廊下	⑭昇降口(北舎・5年生)	⑮1階廊下
		
⑯図書室	⑰日本間	⑱2階廊下
		
⑲理科室	⑳3階廊下	㉑図工室
		
㉒渡り廊下(1階)	㉓渡り廊下(2階)	㉔渡り廊下(3階)

### (3) 敷地周辺の状況

小学校の敷地周辺は住宅街に囲まれている。東側の県道は歩道付きであり、交通量が多い。児童は南門及び東門から、保護者による送迎車や大型バスは南門から、給食運搬車や収集車、調理員の車は北門から出入りしている。特に西側道路の幅員が狭く、両側通行が困難である。

小信中島連区の放課後児童クラブは、小信中島児童館児童クラブ(学校敷地内)と小信中島児童クラブ(小信中島つどいの里)の2つが運用されている。

周辺スポットとして、小信中島公民館、一宮市三岸節子記念美術館がある。



①南側道路(南門付近)



②南側道路



③東側道路



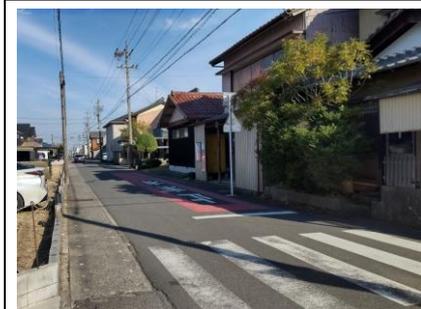
④東側道路(東門付近)



⑤東側道路



⑥北側道路(北門付近)



⑦北側道路



⑧西側道路



⑨西側道路



⑩小信中島児童館(外観)



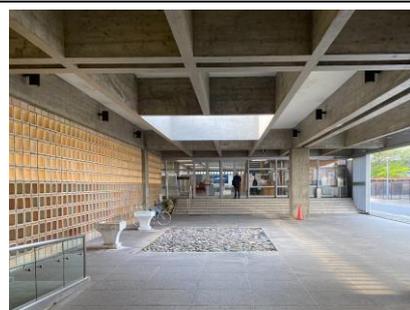
⑪小信中島児童館(内観)



⑫小信中島つどいの里(外観)



⑬小信中島つどいの里(内観)



⑭小信中島公民館



⑮一宮市三岸節子記念美術館

### 3 児童数・学級数の推移と将来推計

2029(令和11)年度までの児童数・学級数の推計値は下表の通りである。2023(令和5)年度は学校基本調査に基づく実績値であり、2024~2029(令和6~11)年度はすでに生まれている未就学児の実数から算出した推計値である。なお、2025(令和7)年度の実績値は、1年生2クラス、2~6年生3クラスである。

これら数値に基づき、施設規模を算出した。(第3章表3-8参照)

表 1-13 学年別児童数・学級数の推移と将来推計

小信中島小学校

	2023(令和5)年度		2024(令和6)年度		2025(令和7)年度		2026(令和8)年度		2027(令和9)年度		2028(令和10)年度		2029(令和11)年度		2029(R11)-2023(R5)	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数								
1年生	100	3	85	3	76	3	93	3	65	2	73	3	48	2	△ 52	△ 1
2年生	91	3	100	3	85	3	76	3	93	3	65	2	73	3	△ 18	0
3年生	103	3	91	3	100	3	85	3	76	3	93	3	65	2	△ 38	△ 1
4年生	104	3	103	3	91	3	100	3	85	3	76	3	93	3	△ 11	0
5年生	97	3	104	3	103	3	91	3	100	3	85	3	76	3	△ 21	0
6年生	117	3	97	3	104	3	103	3	91	3	100	3	85	3	△ 32	0
計	612	18	580	18	559	18	548	18	510	17	492	17	440	16	△ 172	△ 2

(一宮市「学校別児童・生徒数及び学級数見込み 2023(令和5)年度~2029(令和11)年度」)

## 第3章 施設整備の基本的な考え方

本章では、施設の課題及び地域等からの要望をまとめ、コンセプト及び整備方針を定める。

### 1 施設の課題

#### (1) 耐力度調査の実施

小信中島小学校の現状把握として、耐力度調査を実施した。耐力度調査は、公立学校施設における建物の構造耐力、経年による体力・機能の低下、立地条件による影響の3点の項目を総合的に調査し、建物の老朽化を評価するものであり、調査の結果、所要の耐力度点数に達しない建物については、老朽化した公立学校施設を建て替える事業の検討対象となる。

北舎の耐力度は4,936点で基準点の5,000点(※1)を下回っており、「構造上危険な状態にある建物」と定義されるため、建て替える事業として検討する。南舎(中央・東側・西側・北側)の耐力度はいずれの棟も5,000点を上回っているが、建築後40年以上経過していることから、長寿命化を図るための改良事業として検討する。

【対象建物耐力度調査の結果】(2024(令和6)年度調査)

棟名称	構造	階数	建築年月	床面積	調査結果
北舎	RC造	3	1954(S29)年3月	1,097 m <sup>2</sup>	4,936点
南舎(中央)	RC造	4	1978(S53)年2月	1,511 m <sup>2</sup>	5,478点
南舎(東側)	RC造	4	1982(S57)年3月	1,329 m <sup>2</sup>	5,655点
南舎(西側)	RC造	2	1987(S62)年3月	571 m <sup>2</sup>	5,478点
南舎(北側)	RC造	4	1978(S53)年2月	615 m <sup>2</sup>	5,390点

※RC造…鉄筋コンクリート造

※1 「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」(第1用語の定義 47 構造上危険な状態にある建物)より。鉄筋コンクリート造については耐力度おおむね4,500点以下になった建物が「構造上危険な状態にある建物」とであると定義されるが、但し書き「(4)その他当該学校の実情及びその環境、立地条件等からその改築が真にやむを得ないと認められる建物」を適用し、500点緩和して、5,000点を基準点としている。

(2) 使用上の課題

施設の老朽化状況に加え、実際の使用上の課題を踏まえて整備方針を検討する。使用上の課題の把握にあたっては、本プロジェクト対象校選定時に地域から提出された提案書(以下、地域提案書)の記載内容を参考にした。地域提案書に記載された「課題の認識」を表 2-2 にまとめる。

学校施設に関しては、北舎、渡り廊下、廊下について、日常の不便や非常時の避難経路の不備について問題点があげられた。プールに関しては、築年数が古い(1961(昭和 36)年建築)ことによる床面劣化の問題、昨今の夏の高気温下での運用の危険性が指摘された。外構に関しては、歩車分離の必要性や駐車場の不足等について意見があった。

学校施設以外に関しては、屋内運動場に備えた防災倉庫の問題点や、異世代交流が減少してきているという地域の課題が挙げられた。また、地域主導のアンケートでは、児童クラブと防災施設を併設したいという意向が示された。

表 2-2 地域提案書に記載された「課題の認識」

①北校舎の問題：北校舎は築 70 年であり市内で一番古い。	a 階段が封鎖された場合 2 階の児童が階下に降りる手段がない。
	b 避難経路の不備
	c 扉が外開きで危険
	d 渡り廊下…児童転落の危険、外の通路を使って給食を運搬している。
②プールの問題	a 児童の熱中症リスク
	b 児童がヤケドする危険
	c 各種管理の問題
③車と児童の動線の問題	a 車と児童の動線が校内で交差する時間と場所がある。
	b 校内で児童が車に接触する危険性
④防災倉庫の問題	a 非常時に使えなくなる恐れ
	b 収納スペースの不足など
	c 二次災害によるケガの危険性
⑤児童クラブの実状	a アンケートでは 63/93 人(68%)が児童クラブを学校に併設して欲しいと回答
⑥門の問題	a 大型バス等が曲がりにくい。
	b 門を開ける際、公道に停車しなければならない。
	c 災害時の給水車や物資搬入のトラックが入りにくい。
⑦小信中島連区では地域間・世代間の交流が不足している。	a 連区内ではほとんどの子ども会が活動を停止し、児童育成協議会も解散
	b 異世代交流などの機会がコロナ禍以降減少
⑧その他の問題	a 空き教室がなく廊下に物が置かれ、避難経路が狭い。
	b 駐車場の不足
	c 緊急時、児童の迎えが困難
	d 車両の通り抜けが出来ない。
	e アンケートで明らかになった問題点 住民アンケートでは学校に併設してほしい施設として、児童クラブ 63/93 人(68%)と防災本部・防災倉庫 41/93 人(44%)の二つが高い数値を示した。

学校施設に関すること

学校施設以外に関すること

## 2 ワークショップ等による要望事項

### (1) ワークショップ

全5回のワークショップを実施し、地域住民から学校整備に関する意見を集めた。参加者は小信中島連区地域づくり協議会、小信中島公民館、PTA、学校運営協議会、民生児童委員、地域からの参加者の方々などで構成された22名である。

### (2) ワークショップによる要望事項

ワークショップでは、プラン(案)をたたき台にして具体的な意見・要望が多数出された。その中から特に要望が強く優先順位が高いものとして、25の諸室ごとに要望事項をまとめた。

また、現地調査と参加者から提供いただいた資料をもとに現在の駐車場台数と現在学校に出入りしている車両の種類をまとめた。

表2-3 ワークショップによる要望事項

	諸室	要件・要望	要望理由・課題・詳細な要望など
共通	①各室共通	空調機の設置	現在、理科室、図工室に空調機がない。
		各室に面積のゆとりをもたせる。	—
	②トイレ	すべてのトイレの洋式化	温水洗浄便座が望ましい。
北 舎 (新 校 舎)	③音楽室	高学年用と低学年用に2室確保 (第2音楽室の新設)	音楽室は稼働率が高く、現状では普通教室で行わざるを得ない。
	④理科室	理科室及び理科準備室の確保	授業に必須なため
	⑤図工室	図工室及び図工準備室の確保	授業に必須なため。使用時に音が大きいため、音楽室と隣接させない。現在南舎4階にある準備室は、図工室に近接させる。
	⑥図書室	現在のように高学年用と低学年用で図書を分けられるようにする。	現北舎にあり解体されるため。図工室と隣接させてもよい。読み聞かせ活動や多様な過ごし方ができる空間があると望ましい。一般開放については学校と十分協議すること。
	⑦パソコン室	タブレット端末使用のため、パソコン室、スタジオは不要。ただし放送ブースは必要	PC室、スタジオは現南舎4階にある。放送ブースは教職員の目が届く場所だと良い。
	⑧多目的室・多目的スペース	学年集会等を行える広い空間の確保	学年合同レクリエーション、ペア学年の活動、合同授業、講演授業、教職員の各種発表会や講演会などに使用する。部屋の大きさを変えられると良い。
	⑨放課後児童クラブ	ゆとりを持った面積設定とすること	現在の在籍数は30人程度だが、校内への移設により利用者増が想定される。

	⑩防災施設	災害時に避難できる場所及び水害を想定した備蓄場所を確保。太陽光発電、蓄電池、非常用コンセント、マンホールトイレの設置	防災本部エリアは学校と地域共用スペースとする。警報発令時に一時避難所として使用する他、幅広い用途で活用する。
	⑪エレベーター	給食運搬のためのエレベーターの設置	現在は配膳室内にダムウェーターあり。バリアフリー対応策として人も使用できると良い。
	⑫日本間	机椅子を簡単にセッティングできるスペース	畳は敷かず、机や椅子を簡単にセッティングできるスペース。会議など多目的に使用する。
	⑬ピロティ	日差しや雨をしのげる広い外部空間(ピロティ)の確保	修学旅行時など、一学年が待機できるバス乗降場所として使用する。下校の人数チェックの際に児童の整列場所として使用する。早退や児童クラブのお迎えの際に児童の待機場所として使用する。
南 舎	⑭普通教室	各フロアに空教室を確保	児童の更衣室として使用する。教職員の作業スペースとして使用する。少人数クラス導入時に使用する。
		児童用ロッカーの設置	鍵付きが望ましい。
	⑮特別支援教室	特別支援教室を4クラス確保	既設は3クラスだが、2025(令和7)年度より4クラスに増加するため
	⑯教室の配置	体育等移動教室の時間を短縮したい。	4階からの移動に時間がかかる。普通教室を3階までに収めるなど。
	⑰昇降口	避難時等を想定した昇降口の適切な配置(5年生の下駄箱の移設場所)	現北舎にあり解体されるため
	⑱教職員用更衣室	教職員用更衣室の整備	現在はロッカーで男女を仕切っているのみ
	⑲保健室	駐車場へのアクセスを考慮する。	—
	⑳配膳室	給食センターからの二段階配送に対応できる設計とする。	搬入口及びコンテナ室の検討
校 舎 外	㉑駐車場、車路、門	北側に教職員用駐車場の確保、南門付近の歩車分離、来校する車両の安全な導線及び児童の乗降場所の確保	表2-4、表2-5参照。児童館西側に車専用出入口を設けることも有効。
	㉒周辺道路	西側道路の幅員の確保または待機場所の確保	—
	㉓運動場	安全な運動場の検討	児童・教職員から芝・人工芝の要望あり
	㉔学年菜園	学年菜園の移設場所確保	プール解体により撤去されるため
	㉕飼育小屋	観察池とうさぎ小屋は必須ではない。	北舎付近にあり工事に影響が出る可能性があるため

表 2-4 現在の駐車場台数

南側駐車場	来客用(9台)、児童館利用者用(10台)
北側の空きスペース	調理員(6台程度)
小信保育園・児童館との共同駐車場(敷地外)	教職員用。鍵の管理は保育園が行っている。

表 2-5 現在学校に出入りしている車両の種類

使用門	徒歩	車両
南門	児童・教職員の登下校 児童館利用者 屋内運動場の 時間外利用者	(朝)教職員の車、保護者の車
		(昼)保護者の車、運送業者の車、各種業者の車、郵便局のバイク、来客・会議参加者などの車、児童館利用者の車、児童館職員の車
		(夕方)保護者の車、新聞配達バイク、放課後デイサービスの車
		(その他)遠足・修学旅行の大型バス、救急車、タクシー、工事車両、校庭に塩化剤を撒くクレーン付きトラック、災害時の給水車
北門	なし	給食食材搬入トラック、廃品回収トラック
東門	児童・教職員の登下校	遠足のバス(東側県道沿い。停車のみ)

今後増える見込みの車両：プールの送迎バス、保護者の車(児童クラブの送迎)、給食センターからのコンテナ車、地域住民共用スペース利用者の車

### (3)学校アンケート

ワークショップの実施に先立ち小信中島小学校に在籍している児童及び在籍している先生に対しアンケートを行った。アンケート結果については市公式ウェブサイトにて集計結果を公開したほか、ワークショップでは個別の意見の内容を共有した。

表 2-6 学校アンケートの実施概要

児童アンケート	実施期間	2024(令和6)年10/2(水)~11/6(水)
	対象者	小信中島小学校 4・5・6年生(310人) 4年生 105人/5年生 105人/6年生 100人
	回答方法	Webアンケート(対象者に2次元コードを配布)
	回答件数	合計 286件(回答率:92.3%) 4年生 91件(回答率:86.7%) 5年生 98件(回答率:93.3%) 6年生 97件(回答率:97.0%)
先生アンケート	実施期間	2024(令和6)年10/2(水)~11/6(水)
	対象者	小信中島小学校に在籍している先生(26人)
	回答方法	Webアンケート(対象者に2次元コードを配布)
	回答件数	25件(回答率:96.2%)

(4)一宮市小中学校長会の要望事項

2025(令和7)年3月17日、シン学校プロジェクト第1期前期の対象校5校の基本計画策定に際し、校長会から一宮市に対して下表の要望事項が提出された。前項のワークショップによる要望事項と合わせプラン検討の参考とする。

表 2-7 一宮市小中学校長会の要望事項

要望順	要望内容
1	特別教室(美術、理科、家庭科、技術科、音楽室など)、印刷室、放送室等の空調機器の設置
2	屋外又は屋内に多目的トイレの設置
3	教室に児童生徒の荷物を置けるロッカースペースの確保
4	職員室のOA対応、広さ・通路の確保、キャビネットの充実
5	職員玄関や昇降口、屋内運動場入り口等に車いす用スロープの設置
6	教職員の休憩スペース(自席以外で飲食できる場所など)の設置
7	教職員の更衣室の更衣スペース・ロッカーの確保、空調機器の設置
8	OA対応、プレゼンができる会議室・打ち合わせ室の設置
9	駐車場の拡張
10	教職員の保健室の設置(生徒とは別)
11	校長室の応接スペース、更衣ロッカースペース等の確保

### 3 整備のコンセプト

小信中島小学校の課題・要望としては、施設の老朽化に伴う施設の劣化や、必要教室やゆとりスペースの不足による使用上の不便が生じていることが第一にあげられる。現在ある不便を解消することを最優先とし、児童や教職員が心地よく学校生活を送れるように整備する。

コンセプトワードは以下の通りである。もとは地域提案書において、実施方針のスローガンとして掲げられたものであるが、本計画における計画の条件及びワークショップ等による要望事項とも関連性が深いものであることから、基本計画のコンセプトとして流用することとした。将来的には次の①～⑤の実現を目指し、放課後や非常時においても児童や地域の人が安全に過ごせる地域の拠点となるよう、施設の複合化を行う。

## 児童が安全に、健やかで充実した小学校生活を送ることができる

### 理想とする学校の姿

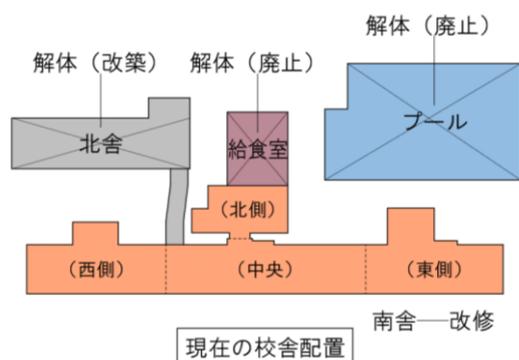
- ① 校内で過ごす児童の安全性が確保され、学習環境が充実される。
- ② 児童を安心して託せる施設を併設し、放課後も児童が安全に過ごせるようにする。
- ③ 地域の防災拠点として機能を充実・拡大する。
- ④ 地域間・世代間の交流の場を整備し、児童が社会性を身につける機会を設ける。
- ⑤ 地域社会で利用可能な施設を併設し、学校と地域の共生を図る。

## 4 整備方針

### (1) 学校施設の建築等の方針

学校施設の建築等(改築・改修・解体)の方針については、前項の施設の課題及びワークショップ等による要望事項、行政の視点、教育の視点を考慮し、以下の整備方針とする。プール及び給食室の解体(廃止)に伴い、新たな授業形式・給食方式の導入を検討する。施設整備にあたっては、学校運営に支障をきたすことなく、校舎の整備を行う方針とする。

表 2-8 学校施設の建築等の方針



北舎	築年数と共に老朽化が進んでいるため、解体する。北舎解体分の教室確保のため、新校舎を建てる。
渡り廊下 プール	使用上の不便のため解体する。プールは廃止し、学外施設の利用を検討する。
給食室	単独調理場方式から共同調理場方式への切替えをする。
南舎	構造体はそのままに、内外装や設備を改修する。(全トイレ洋式化、エアコン設置等)

### (2) 併設施設の方針

ワークショップ等による要望事項を踏まえ、整備後の学校には放課後児童クラブを併設し、災害等の非常時には多目的室を防災スペースとして運用できるよう整備する方針とする。併設にあたっての条件を下表にまとめた。

表 2-9 併設施設の方針

放課後児童クラブ	図書室・運動場などの学校施設を使用できるように整備する。
防災スペース	非常時は地域が利用でき、平常時は学校が多目的室として利用できるように整備する。

### (3) 住環境・自然環境への配慮

新校舎の配置計画にあたっては、周囲の住宅地の住環境に配慮する。設備計画や植栽計画にあたっては、自然環境に配慮する。

### (4) 健康・バリアフリーへの配慮

健康への配慮として、建築材料や換気設備等は適切なものを選定する。またバリアフリーに関しては、車いすの児童の日常利用や、高齢者や障害者の非常時の利用に配慮することとし、愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例(人街条例)」に準じた整備を行う。

### (5) その他配慮することが望ましいこと

- ・新たな学校環境づくりを提案する。
- ・地域と学校の連携の強化を図りコミュニティスクールを目指し、交流スペースを確保する。
- ・地域の文化や伝統が生かされたデザインや歴史を伝える。

## 5 新校舎の配置計画の比較

以上の整備方針を踏まえ、新校舎の配置計画案としてA・B案を作成した。

A案は、南舎の北東に2階建を増築するプラン。南舎の凹凸にはめ込むような建物形状とすることで、渡り廊下を設けず、限られた敷地を有効活用できる。新校舎は北舎の位置と重複しないため、新築中は北舎の教室を使えることから、工事期間中に仮設校舎を必要としない。整備後の校舎面積を同様とした場合、B案よりも増築面積及び解体面積が小さく済む。

B案は、南舎の西側を4階建に建て替えるプラン。1階は田の字型に居室を配置することで学校と地域のゾーン分けと室面積の確保を実現できる。北舎及び南舎西側を解体後に新築することになるため、該当教室分の仮設校舎が必要となる。

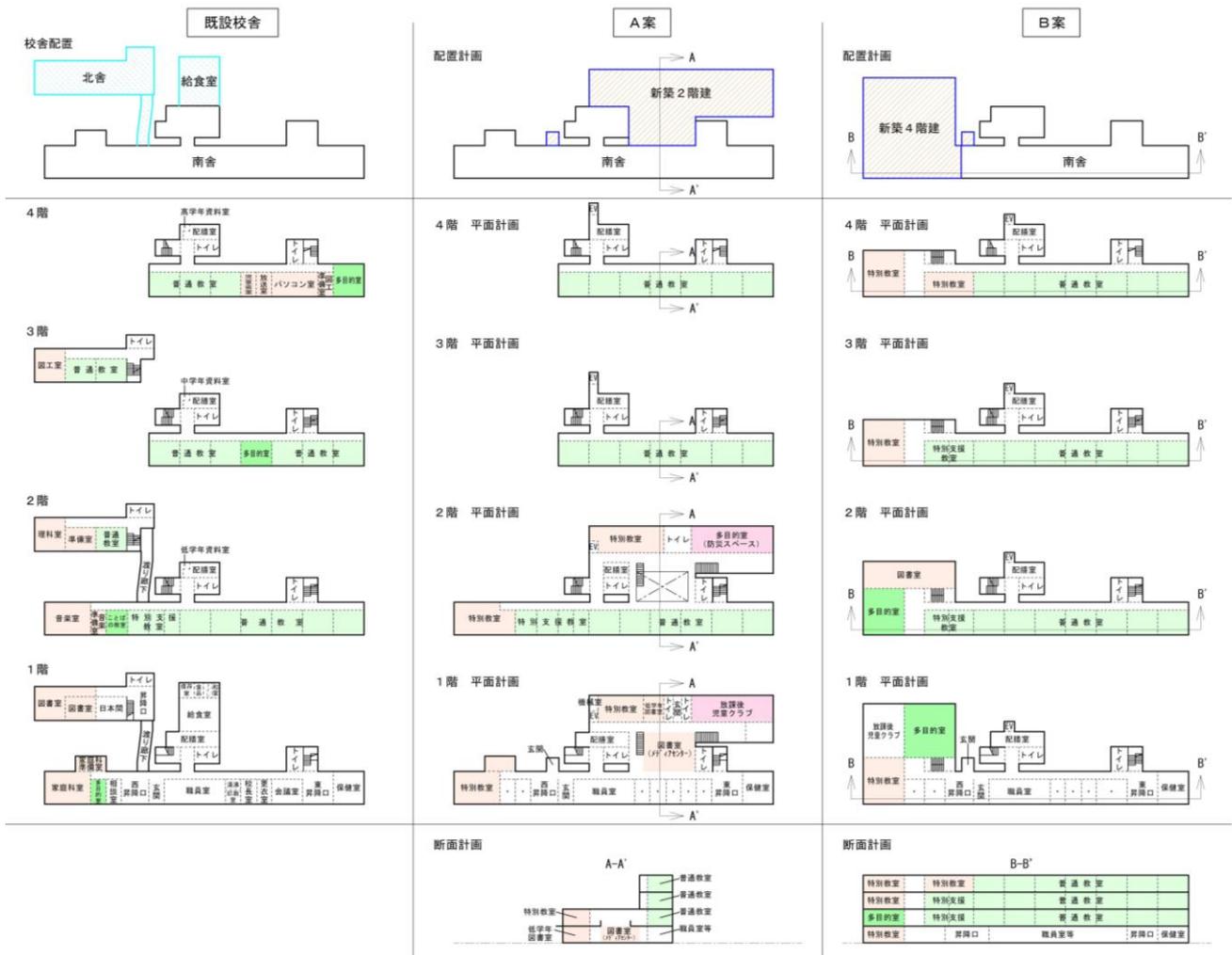
A案とB案を比較する指標として、下表の1)～5)指標をあげた。

仮設校舎の建設の場合、グラウンドの利用において制約を受ける時間が長くなったり、引っ越し作業が増えたりするなど、学校運営に与える影響が大きい。また、新校舎が高層になるほど近隣民家への影響が懸念される。以上より、**A案の配置を最適と評価する**。なお、南舎改修工事に伴う教室不足を考慮し、北舎の解体時期を考慮する。

表 3-1 配置計画の比較

指 標	A案	B案
1)校舎減築と校舎改修による機能向上が図れるか	◎	◎
2)普通教室の採光・換気等自然環境への配慮	◎	◎
3)建設中も学校運営に支障なく、安全な学習環境を維持	◎	○
4)工事中の運動場の利用環境を維持	◎	△
5)近隣民家の採光等の影響への配慮	○	△

◎…配慮されている ○…ある程度配慮が可能 △…配慮することが難しい



※ブロックプラン(平面・断面計画)は一例

図 3-2 新校舎の配置計画とブロックプランの比較

## 6 配置計画の基本方針

前項より新校舎は A 案の配置とし、駐車場の整備や動線計画等に関して次のような基本方針とする。

### (1) 駐車場の整備の方針

- 北舎、給食室及びプールの解体により空いた北側敷地に教職員用駐車場を整備する。
- 遠足等の大型バスの駐車スペース並びに児童の待機及び乗車スペースを確保する。雨天でもスムーズに待機・乗降できるよう雨除けがあると望ましい。
- 保護者やタクシー等による送迎の待機・乗降スペースを確保する。
- 保健室から駐車場へ安全にアクセスできるようにする。
- 敷地外にある児童館と保育園との共同駐車場は存続利用するものとする。

### ◆関連する要望事項(表 2-3、2-7 から抜粋)

⑬ピロティ	日差しや雨をしのげる広い外部空間(ピロティ)の確保
⑩保健室	駐車場へのアクセスを考慮する。
⑪駐車場、車路、門	北側に教職員用駐車場の確保、南門付近の歩車分離、来校する車両の安全な導線及び児童の乗降場所の確保
校長会要望 9	駐車場の拡張

### (2) 動線計画の方針

- 登下校時の児童の安全確保のため、特に南門付近は歩車分離となるようにする。
- 既設の南駐車場については、児童館西側に車両出入口を設けることも有効である。
- 西側道路は道幅が狭く、対面通行が困難である。北側敷地への駐車場整備と南駐車場の車両出入口の変更により、西側道路の利用増加が想定される。学校の敷地の一部を道路利用することにより待機場所を確保する等の措置を検討する。

### ◆関連する要望事項(表 2-3 から抜粋)

⑪駐車場、車路、門	北側に教職員用駐車場の確保、南門付近の歩車分離、来校する車両の安全な導線及び児童の乗降場所の確保
⑫周辺道路	西側道路の道幅の確保または待機場の確保

### (3)防災ゾーンの方針

- 学校施設を地域の防災拠点施設として強化するとともに、災害時の学校運営に配慮するため、以下のように「防災ゾーン」を想定する。
- 指定避難所(自宅に戻れない場合に、一定期間避難生活するための施設)として屋内運動場が指定されており、そこに防災倉庫が併設されていることから、防災ゾーンは屋内運動場を中心に想定することが望ましい。防災ゾーンの想定に合わせ、新しく併設する防災施設の配置・機能や、マンホールトイレの設置位置を検討する。
- 屋内運動場に隣接する南駐車場や遊具広場は、炊き出しや給水、仮設風呂、シャワー、洗濯機置場、男女別の物干し場等の利用が想定される。また、南舎(西側)1階は家庭科室であり、炊き出しや本部機能としての地域利用が考えられる。
- 学校周囲には5か所の既設門があり、(1)記載の新設門と合わせると西側道路に面して3か所の門がある。学校運営と避難所運営を両立できるような安全な導線計画を検討する。

### (4)その他外部空間に関して考慮すべきこと

- 現在プール付近にある学年菜園を適切な場所に移設する。
- 整備が観察池とうさぎ小屋に干渉する場合は、撤去しても構わない。

### ◆関連する要望事項(表 2-3 から抜粋)

⑭学年菜園	学年菜園の移設場所確保
⑮飼育小屋	観察池とうさぎ小屋は必須ではない。

## 7 平面計画の基本方針

本整備では、普通教室と特別教室を含む北舎の解体を伴うことから、南舎の教室を含め適切な教室配置を検討することが望ましい。平面計画において検討すべき項目として、学校教育に必要な機能・諸室及び併設施設を表 3-3 にまとめる。要望事項等も踏まえ、以下のような基本方針とする。

表 3-3 学校教育に必要な機能・諸室

必要な機能・諸室	計画のポイント	主な利用者
(1)普通教室	学年別に整列、将来の学級減にも対応	児童・教職員
(2)特別教室	過不足の調整、準備室含めた整備、防音・音響への配慮、動線効率の良い配置、吹き抜け空間を含む学びのコア	児童・教職員
(3)多目的室	空き教室の活用、教職員スペース、個別学習への対応	児童・教職員
(4)管理諸室	職員室のOA 対応、広さ確保 更衣スペース、静養室などの整備	児童・教職員
(5)コンテナ室・配膳室	共同調理場方式への対応	給食センター職員 ・児童・教職員
(6)昇降口	5年生の昇降口の設定	児童
(7)放課後児童クラブ	適切な広さと配置の検討	児童クラブの児童 ・職員
(8)防災スペース	平時と非常時の用途想定、学年集会や避難に対応可能な広い空間の確保、地域利用可能な配置の検討	児童・教職員・地域住民

(1) 普通教室の方針

- 現状配置に準拠し、南舎 2 階に低学年(1・2 年)、3 階に中学年(3・4 年)、4 階に高学年(5・6 年)とすることを基本とする。ただし、4 階から運動場等への移動に時間がかかっている現状を考慮すると、普通教室を 3 階までに収める配置も有効である。具体的な教室配置は学校との協議によるものとする。
- 現状同様、各学年 3 クラスを基本とし、1 フロア 7 教室分のスペースを普通教室として確保し、間の 1 教室を「多目的室(教職員スペース)」((3)で後述)とする。
- 特別支援教室は、現状と同様 4 クラス分確保する。

◆関連する要望事項(表 2-3 から抜粋)

⑭普通教室	各フロアに空教室を確保
⑮特別支援教室	特別支援教室を 4 クラス確保
⑯教室の配置	体育等での教室移動の時間を短縮したい。

< 学年 3 クラスの場合 >

普通教室	普通教室	普通教室	多目的室 教職員 スペース	普通教室	普通教室	普通教室
------	------	------	---------------------	------	------	------

図 3-4 普通教室の配置イメージ

## (2) 特別教室の方針

### 1) 必要な教室・新設する教室

- 現在ある特別教室のうち、音楽室、家庭科室、理科室、図工室、図書室(及び各準備室)は、引き続き必要である。
- 音楽室は、高学年用と低学年用に2室必要であるため、新たに第2音楽室を確保する。
- 図工室は使用時に音が大きいため、音楽室と隣接させない。現在南舎4階にある準備室は、図工室に近接させることが望ましい。
- 図書室は、現状のように高学年用と低学年用で図書を分けられるようにする。読み聞かせ活動や多様な過ごし方ができる空間があると望ましい。図書室の一般開放については学校と十分協議する。
- 現在北舎にある特別教室(図工室、図書室)及び新設する第2音楽室は、新設する校舎に移設することを基本とする。ただし、図工室や音楽室の音の周囲へ影響や、配置場所による採光・通風の差異、各教室からのアクセスなどを考慮し、既設の特別教室と入れ替えることが適切な場合はこの限りではない。
- 放送ブースを職員室近くに設置する。教職員の目の届く場所が望ましい。
- 特別教室等を利用して放課後子ども教室を実施する。また、実施にあたり利用しやすい配置とする。

### 2) 廃止する教室

- 現在ある特別教室のうち、パソコン室とスタジオの用途は不要であることから、廃止とする。現在の配置場所(南舎4階)には高学年の教室を整備する方針のため、場所を移動して他用途に置き換える(普通教室3教室分の大きさ)。

### 3) 設計時に確保を検討する教室等

- グループ学習、学年集会のための大空間
  - 動画や音声などの視聴覚活用、プレゼンができる会議室(音響・映像設備の充実)
  - 机椅子を簡単にセッティングできるスペース
  - 学習発表、作品展示できるスペース
  - 多学年交流スペース
  - 低学年用スペース：アルコーブ※、ベンチ、読み聞かせコーナー
  - 中高学年スペース：グループ学習、調べ学習、図書コーナー
  - 地域住民との交流、社会学習スペース
- ※アルコーブ…壁の一部をくぼませてつくられた、三方を壁に囲まれた小さなスペース

## ◆ 関連する要望事項(表 2-3、2-7 から抜粋)

③音楽室	高学年用と低学年用に2室確保(第2音楽室の新設)
④理科室	理科室及び理科準備室の確保
⑤図工室	図工室及び図工準備室の確保
⑥図書室	現在のように高学年用と低学年用で図書を分けられるようにする。

⑦パソコン室	タブレット端末使用のため、パソコン室、スタジオは不要。ただし放送ブースは必要
⑧多目的室・多目的スペース	学年集会等を行える広い空間の確保
⑫日本間	机椅子を簡単にセッティングできるスペースへ
校長会要望 8	OA 対応、プレゼンができる会議室・打ち合わせ室の設置

### (3) 多目的室(教職員スペース)の方針

- 2～4 階の空き教室を「多目的室(教職員スペース)」とし、多目的に使用する。
- 教職員が効率的かつ快適に活動できる環境を実現するため、教職員の充実した執務環境を確保する。従来の職員室や教室に加え、学年フロアに教職員スペースとして作業や休憩のためのスペースを確保することで、執務環境の充実をはかる。
- さんすうセット、鍵盤ハーモニカ、絵の具セット、習字道具等、常時学校に置いておく教材の置場を確保する。(現在は廊下に棚を置いている)
- 上記を含め、以下のような用途での使用が想定される。
  - 教職員の作業スペース(教材作成・打ち合わせ等)
  - 教材室、資料室、収納スペース(個人・学年共用)
  - 個別学習、小グループ学習、通級指導のための教室
  - 児童とコミュニケーションをとるためのスペース(相談室)
  - 教職員がリフレッシュしたり休めたりするスペース(休養室)
  - 児童の更衣スペース

### ◆ 関連する要望事項(表 2-3、2-7 から抜粋)

⑭普通教室	児童用ロッカーの設置
校長会要望 3	教室に児童生徒の荷物を置けるロッカースペースの確保
校長会要望 6	教職員の休憩スペース(自席以外で飲食できる場所など)の設置

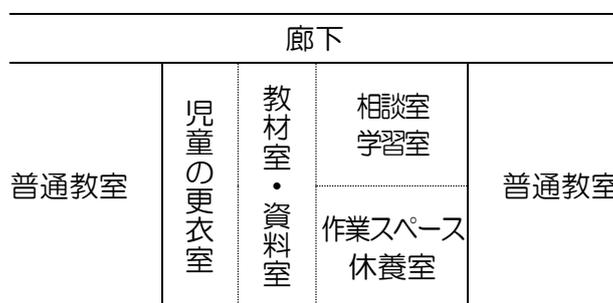


図 3-5 教職員スペースのイメージ

参考 「教職員スペースの在り方に関する調査研究」(国立教育政策研究所文教施設研究センター「教職員スペースの在り方に関する調査研究」研究所)

(4)管理諸室の方針

- 各フロアへの多目的室(教職員スペース)の整備に伴い、現在ある職員室、教職員用更衣室、会議室も適切に整備することが望ましい。
- 児童の保健室とは別に、教職員の保健室(静養室)を新たに設置することが望ましい。
- 校長室には、応接スペース、更衣ロッカースペース等を確保する。

◆関連する要望事項(表 2-3、2-7 から抜粋)

⑩教職員用更衣室	教職員用更衣室の整備
校長会要望 4	職員室の OA 対応、広さ・通路の確保、キャビネットの充実
校長会要望 7	教職員の更衣室の更衣スペース・ロッカーの確保、空調機器の設置
校長会要望 10	教職員の保健室の設置(生徒とは別)
校長会要望 11	校長室の応接スペース、更衣ロッカースペース等の確保

(5)コンテナ室・配膳室の方針

- 共同調理場方式に対応可能な搬入口及びコンテナ室・配膳室を整備する。
- 配送用コンテナの仕様は表 3-6、配膳手順は表 3-7 を想定し、適切な面積を確保する。
- 配膳用エレベーターとバリアフリー対応のエレベーターは、衛生上の点から共用不可である。

◆関連する要望事項(表 2-3 から抜粋)

⑪エレベーター	給食運搬のためのエレベーターの設置
⑫配膳室	給食センターからの二段階配送(※1)に対応できる設計とする。

表 3-6 配送用コンテナの仕様

大きさ	間口*奥行*高さ=1,450*900*1,660 ※東浅井で使用しているものを参考
数	食器用コンテナ 2台 食缶用コンテナ 3台 計5台

表 3-7 配膳手順 ※今伊勢西小学校の方法を参考

手順 1	給食センターからコンテナ5台(食器2台、食缶3台)を1階のコンテナ室へ納入する。
手順 2	コンテナをエレベーターで移動させ、各階の配膳室で各クラスの台車に積み替える。
手順 3	児童が各階配膳室に台車を取りに来る。
手順 4	各クラスから各階配膳室に台車が返却される。
手順 5	コンテナをエレベーターで移動させ、各階の配膳室でコンテナに使用済みの食器・食缶を積む。
手順 6	1階配膳室にコンテナ5台を置いておき、給食センターの回収を待つ。

※1 二段階配送…食器用コンテナを先行して納入し、後から食缶用コンテナを納入すること。出来立ての給食を提供できる。

(6)昇降口の方針

- 北舎の5年生の昇降口が解体されることから、児童用昇降口の再配置を検討する。現在は西昇降口を1、6年生、東昇降口を2、3、4年生が使用しているため、利用人数を考慮すると西昇降口に5年生の下駄箱を設置することを基本とする。
- 敷地北側に駐車場を整備する方針のため、北側に向けて職員及び来客用の玄関を設けることが望ましい。
- 昇降口・玄関付近は車椅子利用に配慮し、段差解消を行う。

◆関連する要望事項(表2-3、2-7から抜粋)

⑰昇降口	避難時等を想定した昇降口の適切な配置(5年生の下駄箱の移設場所)
校長会要望5	職員玄関や昇降口、屋内運動場入り口等に車いす用スロープの設置

(7)放課後児童クラブの方針

- 学校外の小信中島つどいの里にある小信中島児童クラブを移設する計画である。
- 放課後、児童が安心して活動できるゆとりある空間とする。
- 現在の定員が確保できるよう、床面積を確保する。
- 職員事務室、子どもの静養室を確保し、専用の出入口を設ける。

◆関連する要望事項(表2-3から抜粋)

⑨放課後児童クラブ	ゆとりを持った面積設定とすること
-----------	------------------

(8)防災スペースの方針

- 前項で述べた屋外運動場を中心とした「防災ゾーン」の想定に加え、校舎内に防災施設のスペースを併設し、学校施設の防災機能を高める。
- 防災対策として、非常用コンセント等の設置や倉庫の確保を検討する。
- 平時利用の利便性向上のため、机椅子の備品と倉庫を確保し、会議、運動など多目的に利用できる広い空間として計画する。
- 平時・非常時の用途例は以下をはじめ、幅広い用途で活用する。

【平時の用途例】

- 学校の多目的室として集会等に利用
- 雨天・猛暑日の運動会練習等で利用
- 児童クラブのプレイルームとして利用
- 授業の一環で地域の人と触れ合う場所として利用
- 乳幼児の親子の交流の場所として利用
- レンタルスペースとして地域サロン、体操教室等に利用

【非常時の用途例】

- 警報発令時に一時避難所として利用
- 倉庫を備蓄倉庫として利用
- 災害時に防災本部を開設

◆関連する要望事項(表 2-3 から抜粋)

⑩防災施設	災害時に避難できる場所及び水害を想定した備蓄場所を確保。太陽光発電、蓄電池、非常用コンセント、マンホールトイレの設置
-------	--

(9)設備の設置・更新の方針

- 全居室に空調機を設置する。現状は、理科室及び図工室に空調機が設置されていない。
- すべての和式便器を洋式便器に取り換える。
- 温水洗浄便座の設置が望ましいが、設置が難しい場合は、将来の設置を想定して電源コンセントを整備しておくことよい。
- 多目的トイレを1つ以上設置する。車椅子利用が可能なものとし、ジェンダーレストイレとしても位置づける。児童、教職員以外の来校者でも容易に使用できる位置に設置する。
- バリアフリー対応の乗用エレベーターを設置する。

◆関連する要望事項(表 2-3、2-7 から抜粋)

①各室共通	空調機を設置
②トイレ	すべてのトイレの洋式化
校長会要望 1	特別教室(美術、理科、家庭科、技術科、音楽室など)、印刷室、放送室等の空調機器の設置
校長会要望 2	屋外又は屋内に多目的トイレの設置

## 8 施設規模

前項までの基本方針を踏まえ必要諸室と必要室数より施設規模の目安を算出した。

表 3-8 施設規模の目安

室名	規模 (コマ)	室数	合計 (コマ)	1室規模 (㎡)	合計 (㎡)
普通教室					
普通教室	1.0	18	18.0	66.0	1188.0
特別支援(ひまわり)	0.5	4	2.0	33.0	132.0
多目的室(教職員スペース)	1.0	3	3.0	66.0	198.0
特別教室					
理科室・準備室	2.0	1	2.0	132.0	132.0
音楽室・準備室	2.0	1	2.0	132.0	132.0
第2音楽室	1.0	1	1.0	66.0	66.0
図工室・準備室	2.0	1	2.0	132.0	132.0
家庭科室・準備室	2.0	1	2.0	132.0	132.0
図書室	2.0	1	2.0	132.0	132.0
低学年図書室	1.0	1	1.0	66.0	66.0
司書室・書庫	1.0	1	1.0	66.0	66.0
日本間	1.0	1	△1.0		
パソコン室	2.0	1	△2.0		
スタジオ・調整室	1.0	1	△1.0		
多目的室(防災スペース)	2.0	1	2.0	132.0	132.0
相談室(陽だまり・ことばの教室)	1.0	1	1.0	66.0	66.0
管理諸室					
職員室	2.0	1	2.0	132.0	132.0
校長室	0.5	1	0.5	33.0	33.0
保健室	1.0	1	1.0	66.0	66.0
会議室(休憩室・静養室)	1.0	1	1.0	66.0	66.0
湯沸室	0.25	1	0.25	16.5	16.5
印刷室	0.25	1	0.25	16.5	16.5
教職員用更衣室	0.5	1	0.5	33.0	33.0
その他					
生徒昇降口	1.0	2	2.0	66.0	132.0
職員・来客用玄関	0.5	1	0.5	33.0	33.0
給食室	2.5	1	△2.5		
1F 配膳室(コンテナ室)	1.0	1	1.0	66.0	66.0
2~4F 配膳室	0.5	3	1.5	33.0	99.0
階段・トイレ・多目的トイレ	1.0	10	10.0	66.0	660.0
EV	17.0㎡×4=68.0㎡				68.0
その他共用(廊下)					約 1,600
併設施設					
放課後児童クラブ	172.8㎡×0.9=155.5㎡				155.5
合計床面積					約 5,700

規模は普通教室 66㎡(9.0m×7.3m)を1コマとする。



廃止する室



新設・増設する室

# 第4章 基本計画

本章では、前章の基本方針に基づき作成した計画図を掲載し、計画のポイントをまとめる。また、用途や設置階等による関連法規の適用条件と制限内容をチェックリストにまとめる。

## 1 配置計画

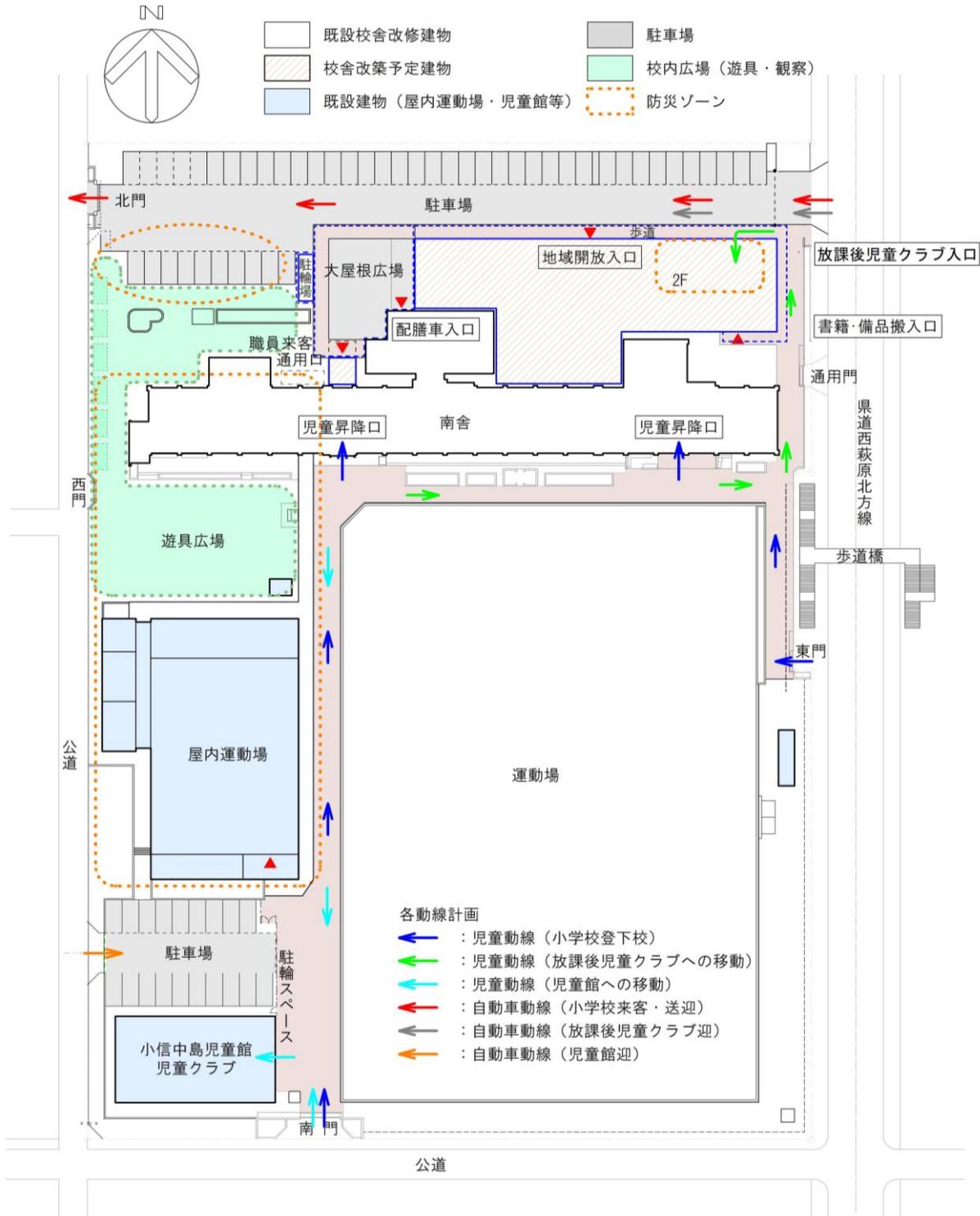


図 4-1 配置計画図

### (1)南門付近の歩車分離

北側には学校専用の駐車場を新設し、門・車路・駐車スペースは、大型バスの出入・走行・駐車・転回に対応できる計画とした。南駐車場(児童館利用)は西側道路に向けて車両出入口を設け、南門からの車の出入りをなくす。

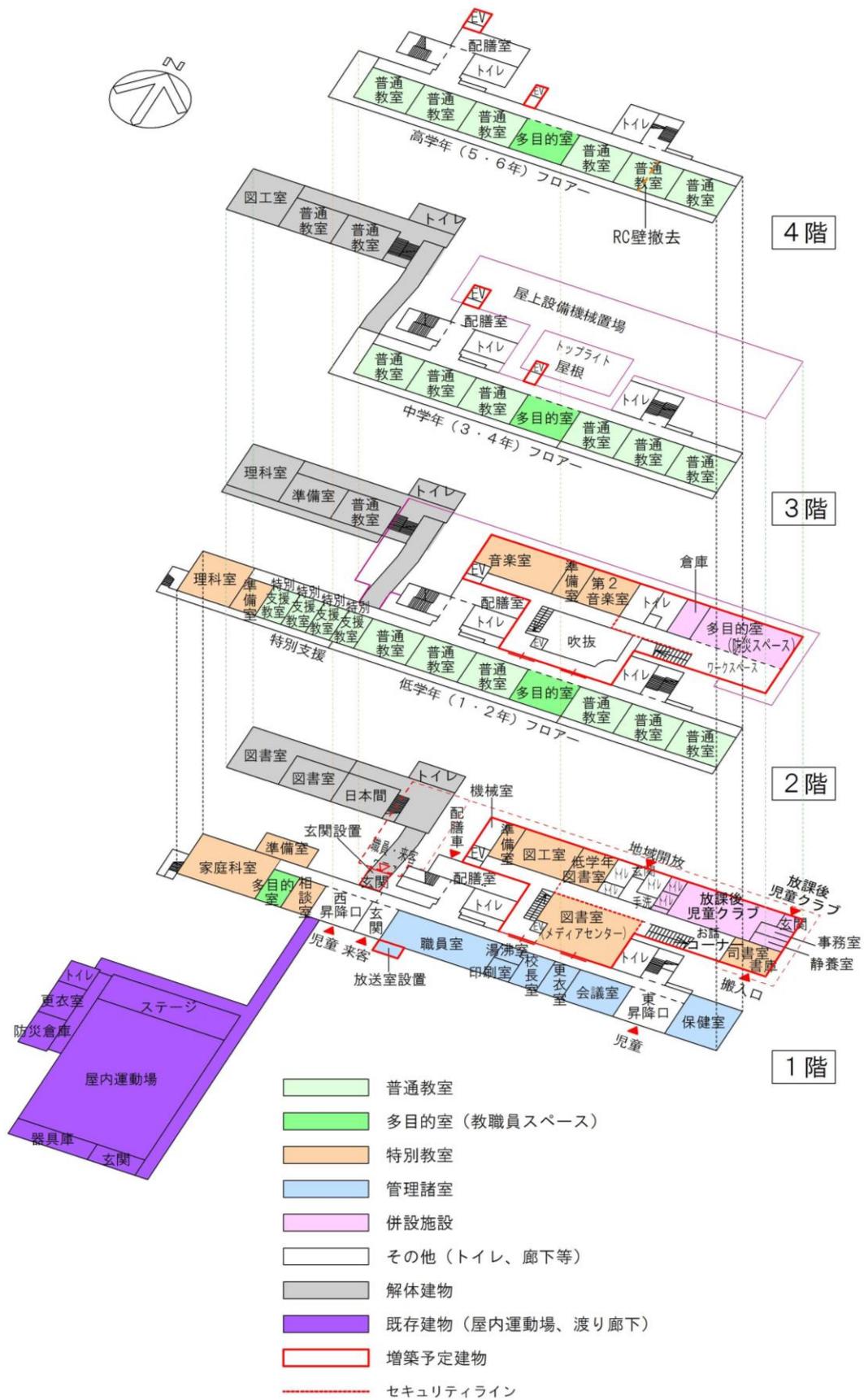
### (2)屋外集合スペースの確保

雨や夏の強い日差しを遮る広い屋外空間を確保した。下校時の人数チェックや修学旅行の出発式等、一学年が座って待機できる空間として使用できる。十分な高さを設定すれば大型バスも乗り入れ可能になり、濡れずに乗降できる。高さや面積調整が容易というメリットがある。

### (3)防災ゾーンのまとまりを意識

災害時の学校運営に配慮するため、災害時に指定避難所となる屋内運動場付近を「防災ゾーン」として想定している。防災ゾーンにおいて炊き出しや給水活動を実施したり、ゴミ置き場を設置したりするものとして、教室配置やセキュリティラインを検討する。

## 2 イメージ図



4-2 イメージ図

### (1)必要教室の確保【不足の補充】

普通教室は、現状同様の18クラスを確保した。その他の教室についても現状の教室数を基本としたが、一部教室を廃止・新設した。配置については、現北舎の教室及び併設施設を新校舎に配置することを基本とするが、今後の設計で適切な教室配置を検討する。

表 4-3 廃止・新設する教室

	教室名	廃止/新設の理由
廃止	パソコン室	1人1台タブレットが配布されているため
	スタジオ	1人1台タブレットが配布されているため
	日本間	和室としての機能は必須でないため
新設	特別支援教室	クラス増が予想されるため
	第2音楽室	稼働率が高く、現状では不足しているため

### (2)児童と教職員の快適性の向上【現状の改善】

児童と教職員が快適で健康的な学校生活を送るために、現状の学校の改善策として、次のようなことを計画に盛り込んでいる。

#### 1)普通教室の配置

現状にならない、南舎2階に低学年、3階に中学年、4階に高学年を配置し、各学年3クラス分を確保した。1フロアに7教室を並べ、学年間の1教室を「多目的室(教職員スペース)」とし、作業や休憩のためのスペース、個別学習スペース、また児童用更衣室、教材室とした。

#### 2)多目的利用可能な大空間の確保

新校舎1階及び2階に多目的室として各2教室分の広い空間を配置した。1階の多目的室は防災スペースを兼ね、平時は学校の多目的室や地域の利用を可能とする配置とした(「併設施設の整備」の項で後述)。2階の多目的室は、吹き抜けを通して図書室と緩やかにつながる室でもあることから、図書コーナーのにじみ出しや読書スペース、ラーニングスペースとして利用することも考えられる。

### (3)新たな魅力の創出

より魅力的な小学校となり、児童や教職員、地域の人が誇りに思う施設となることを目指し、特色ある空間づくりを提案する。

#### 1)吹き抜けのある学校

既設校舎と接続する新校舎中央部は外周に窓を取れないため、教室として使用するためには、上部から採光と通風を確保する必要がある。本計画では、1階部分を教室(図書室)とし、上部を吹き抜けとすることで、上部から採光と通風を確保した特長的な空間づくりを両立している。

#### 2)図書室を中心とした学びの空間

新校舎の中央部に図書室を配置し、吹き抜け空間を介して低学年教室、特別教室(音楽室、第2音楽室)、多目的室(防災スペース)がゆるやかに連続してつながるゾーニングとした。図書室回りには、展示・教科ギャラリー等を配置し、児童たちの興味関心を喚起し自学自習しやすい計画とした。机椅子を各所に配置し、ディスカッションと情報収集が連続的に展開可能な空間とした。特別教室ともゆるやかにつなげ、自発的な学び空間とした。

### (4)併設施設の整備

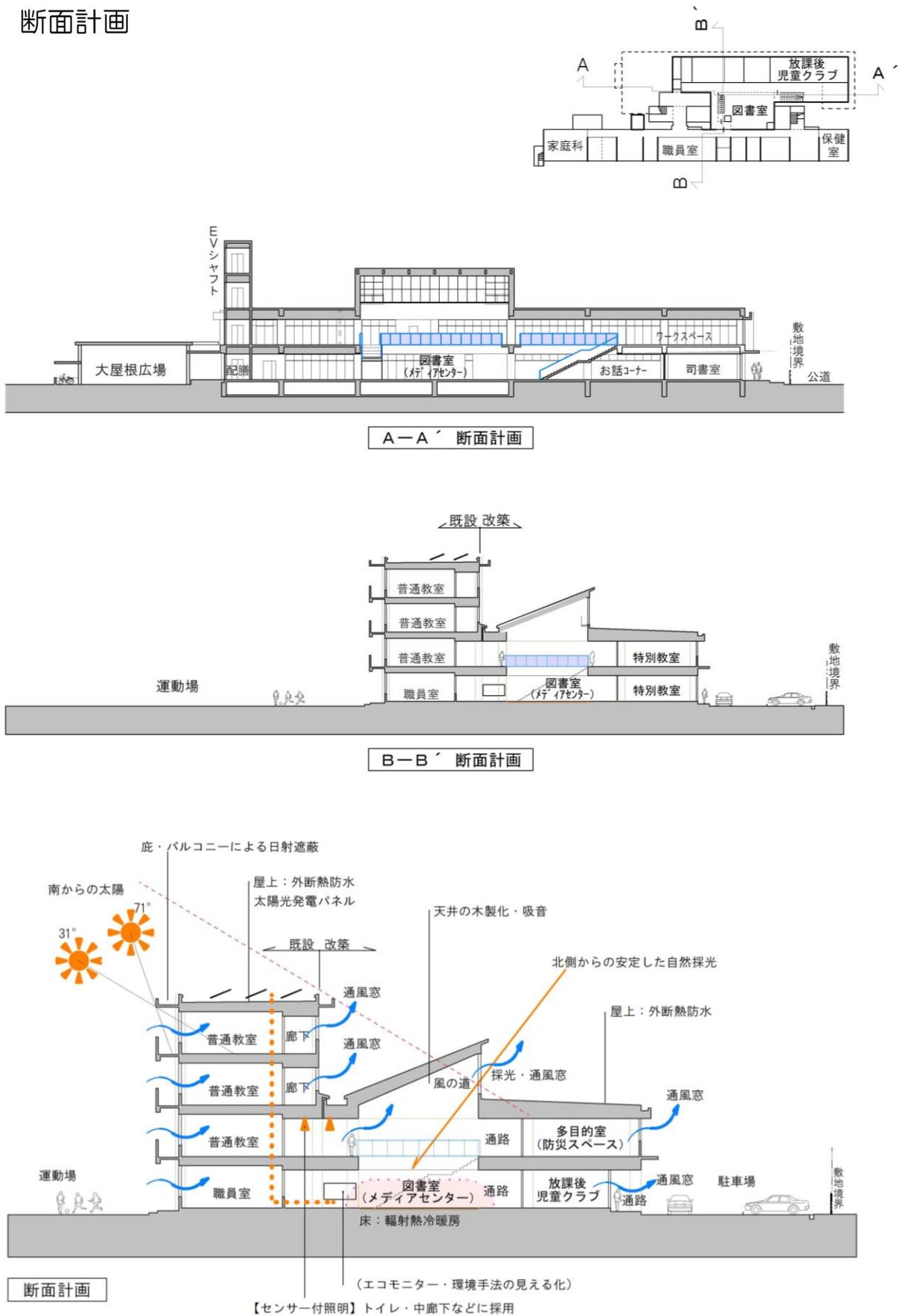
#### 1)放課後児童クラブ

児童が安全に活動できるゆとりある空間となるように現状のプレイルーム以上の面積を確保可能とした。外部から直接アクセスできる出入口を設け、学校との運営時間の違いに対応できるようにした。学校側にも扉を設け、児童クラブ側からの図書室の利用を可能にした。

#### 2)防災スペース

外部から直接アクセスできる出入口を設け、災害時の利用と学校運営との両立を可能とした。大人数での会議及び運動など多目的に利用できる広い空間として計画した。

### 3 断面計画



### (1) 基本的な教室配置

- 日当たりの良い南舎には、児童や教職員が多くの時間を過ごす普通教室及び職員室を優先的に配置する。

### (2) 環境に配慮した断面計画

- 新校舎のフロアレベルは既設校舎と合わせ、接続部に段差を作らない。
- 1階天井は吹き抜けとし、2階上部に設けた窓より採光を確保する。
- 自然通風の確保及び直射日光の流入防止(安定した北側採光の確保)の観点から、吹き抜け部分の屋根形状は、天窗を設ける陸屋根よりも北側にハイサイドライトを設けられる片流れ屋根が望ましい。
- 音が響かないよう吸音性の高い室内空間とする。

### (3) 吹き抜け空間の活用

- 吹き抜けと階段を通して上下階をゆるやかにつなぎ、図書室にアクセスしやすい計画とする。
- 階段下の活用としては、階段の一部をベンチ仕様とする、ベンチや本棚を設置することによる読書コーナー、お話コーナーを確保するなどが考えられる。

## 4 立面計画

平面計画及び断面計画から、立面図を作成した。詳細なデザインは今後の検討事項とする。

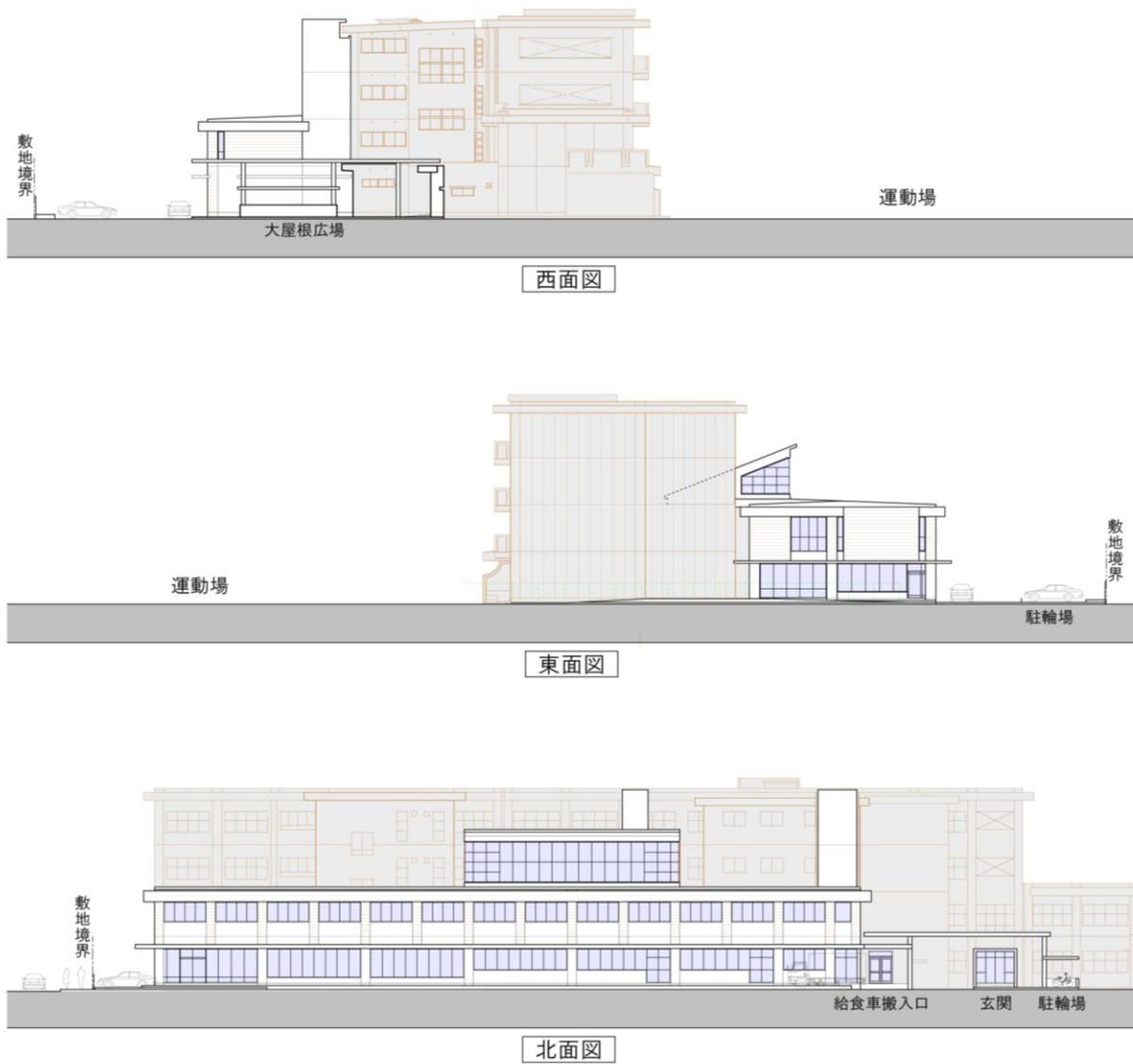


図 4-5 立面計画図

## 5 イメージパース



図 4-6 鳥瞰イメージパース(北東側)



図 4-7 断面イメージパース(図書室・吹き抜け部分)

## 6 関連法規チェックリスト

施設整備において準拠すべき法令・条例、調査事項をまとめた。ここでの適用対象かどうかの判別は、本章の基本計画に基づく。一部法令は、設計内容等により適用対象となる場合もあるため、設計時に適用条件を再確認すること。

また、建築基準法等計画の内容に関わる法令内容を、表 4-10(学校施設)及び表 4-11(放課後児童クラブ)にまとめた。なお、放課後児童クラブは、「設置階は 1 階、床面積は 156 m<sup>2</sup>、建築基準法上の用途は児童福祉施設」と想定した上で、適用条件と比較して該当しない場合は【非該当】と付記した。

表 4-8 適用法規制チェックリスト

■適用対象 □非対象(設計時に適用条件を再確認すること)

法令・条例	適用条件等
1. 建築基準	
■建築基準法 ■愛知県建築基準条例	表 4-10、4-11 に詳細を記載
■消防法 ■愛知県火災予防条例	表 4-10、4-11 に詳細を記載
□建築物の耐震改修の促進に関する法律	
□急傾斜地法	
□興行場法	
■学校教育法	
■児童福祉法	
□老人福祉法	
■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法) ■人にやさしい街づくりの推進に関する条例	表 4-10、4-11 に詳細を記載
■省エネ法	
2. 都市および土地利用	
□都市計画法	※設計時に確認 開発行為(土地の形質の変更(現況地盤を基準に概ね 1 m 以上、500 m <sup>2</sup> 以上の切土、盛土)をする場合)には一宮市長の許可が必要
□都市再開発法	
□土地区画整理法	
□航空法	
■宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)	※設計時に確認 宅地造成等工事規制区域(市全域)で盛土等を行う場合は、一宮市長の許可が必要
□砂防法	

■道路法	※設計時に確認 県道に対し自動車乗入口を新たに設置する場合は、愛知県一宮建設事務所に申請書の提出が必要。設置位置、設置幅等は愛知県の道路構造の手引き等に準拠すること。(参考：愛知県一宮建設事務所「自動車乗入口設置の手引き」)
<input type="checkbox"/> 駐車場法	
<input type="checkbox"/> 河川法	
<input type="checkbox"/> 都市公園法	
<input type="checkbox"/> 自然公園法	
<input type="checkbox"/> 下水道法	
<input type="checkbox"/> 特定都市河川浸水被害対策法(新川)	
<input type="checkbox"/> 浄化槽法	
3. 公害等の防除	
<input type="checkbox"/> 騒音規制法	
<input type="checkbox"/> 振動規制法	
<input type="checkbox"/> 水質汚濁防止法	
<input type="checkbox"/> 土壌汚染対策法	※設計時に確認 3,000 m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変更を実施する場合は届出が必要
<input type="checkbox"/> 県民の生活環境の保全に関する条例	
4. その他	
<input type="checkbox"/> 屋外広告物法	
<input type="checkbox"/> 電波法	
<input type="checkbox"/> 文化財保護法	

表 4-9 一宮市建築確認事前調査表

調査項目	調査事項
<b>建築指導課</b>	
2 項道路	■該当なし <input type="checkbox"/> 有
位置指定道路	■該当なし <input type="checkbox"/> 有
建築物省エネ法	<input type="checkbox"/> 適用除外 ■有
建築許可等	■該当なし <input type="checkbox"/> 有
人街条例	■該当なし <input type="checkbox"/> 有 ※市有物件のため提出の必要なし
バリアフリー法	<input type="checkbox"/> 該当なし ■有
リサイクル法	<input type="checkbox"/> 該当なし ■有
指導要綱	■該当なし <input type="checkbox"/> 有 ※市有物件のため提出の必要なし
都市計画法	市街化区域 ■開発行為なし <input type="checkbox"/> 有 ※設計時に確認
盛土規制法	■該当なし <input type="checkbox"/> 有 ※設計時に確認
<b>都市計画課</b>	
用途地域	<input type="checkbox"/> 第1種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第2種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第1種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第2種中高層住居専用地域

	<input checked="" type="checkbox"/> 第1種住居地域 <input type="checkbox"/> 第2種住居地域 <input type="checkbox"/> 準住居地域 <input type="checkbox"/> 田園住居地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> 商業地域 <input type="checkbox"/> 準工業地域 <input type="checkbox"/> 工業地域 <input type="checkbox"/> 工業専用地域 <input type="checkbox"/> 指定なし 建ぺい率 60% 容積率 200%
防火地域	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input checked="" type="checkbox"/> 指定なし(■建築基準法第22条指定)
都市計画施設	<input checked="" type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 内(道路・公園・緑化・下水)
生産緑地	<input checked="" type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 内
駐車場整備地区	<input checked="" type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 内
駐車場附置条例	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 有
地区計画	<input checked="" type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 内
都市機能誘導区域	<input checked="" type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 内
居住誘導区域	<input checked="" type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 内
<b>区画整理課</b>	
住居表示	<input checked="" type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 内
区画整理	<input checked="" type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 内
<b>道水路管理課</b>	
道路	幅員・市道認定 東(県道147号・12.7m) 南(市道0160号・6.63~6.9m) 西(市道L1016号・4.0m) 北(隣地)
排水	<input type="checkbox"/> 支障なし(単独・合浄・浄なし・集中式) ※設計時に確認
占用許可・施行承認	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 有(道路占用・水路占用・施行承認) ※設計時に確認
<b>公園緑地課</b>	
屋外広告物	<input checked="" type="checkbox"/> 許可地域 <input type="checkbox"/> 禁止地域
景観形成地区	<input checked="" type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 内
景観協定	<input checked="" type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 内
景観法(景観計画)	<input type="checkbox"/> 届出不要 <input checked="" type="checkbox"/> 要届出 ※設計時に確認 景観デザイン会議 <input type="checkbox"/> 不要 <input checked="" type="checkbox"/> 要参加
緑化条例	緑化計画 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要
<b>治水課</b>	
新川流域	<input checked="" type="checkbox"/> 流域外 <input type="checkbox"/> 内(雨水浸透阻害行為等 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 有)
雨水流出抑制基準	<input type="checkbox"/> 該当なし <input checked="" type="checkbox"/> 有
<b>給排水設備課</b>	
下水道	<input type="checkbox"/> 区域外(分流式) <input checked="" type="checkbox"/> 内(合流式・ <u>分流式</u> )

(参考：一宮市「建築確認申請等調査書」)

表 4-10 関連法規チェックリスト(学校施設)

項目	条文※	適用条件	制限内容
建築構造	建法 27 条	3 階以上に学校の用途を設ける場合	耐火建築物等
		学校用途の床面積の合計が 2,000 m <sup>2</sup> 以上の場合	準耐火建築物等
採光	建令 19 条	小学校の教室	採光上有効な開口部の面積/居室の床面積： 1/5 以上 または、以下の※1、※2の措置
	※1 昭 55 建告 1800	小学校の教室	(イ及びロ) イ 床面から高さ 50 cmの水平面において照度 200 lx以上の照明設備を設置する。 ロ 床面から高さ 50 cm以上の有効採光面積を床面積の 1/7 以上とする。
	※2 昭 55 建告 1800	小学校の音楽室、視聴覚室	機械換気設備(建令 20 条の2)を設置し、上記イの条件を満たす場合、1/10 以上
換気	建法 28 条	全ての居室	換気に有効な開口部の面積/居室の床面積： 1/20 以上 または換気設備(建令 20 条の2)の設置
	建法 28 条の2 建令 20 条の8	居室を有する建築物	(石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置) 換気設備についての技術的基準 1 時間あたりの換気回数：0.3 回/h 以上
天井高さ	建令 21 条	全ての居室	天井の高さ：2.1m 以上
階段	建令 23 条	小学校の児童用の階段	階段及び踊場の幅：140 cm 以上 蹴上げ：16 cm 以下(18 cm 以下の場合は※3) 踏面：26 cm 以上
	※3 平 26 国交告 709	小学校の児童用の階段	蹴上を 18 cm にする条件：二かつ三 二 階段の両側に手すりを設ける 三 踏面の表面を粗面又は滑りにくい材料で仕上げる
	建令 24 条	小学校の児童用の階段で高さが 3 m を超える場合	高さ 3m 以内ごとに踊り場を設ける。 直階段の踊場の踏幅：120 cm 以上
	建令 25 条	階段の高さ 1 m 超の部分	・手すりを設ける。 ・手すりのない側には側壁又はこれに代わるものを設ける。 ・階段の幅が 3m 超の場合は中間に手すりを設ける。ただし、蹴上げ 15 cm 以下かつ踏面 30 cm 以上の場合は不要
	建法 35 条 建令 121 条	避難階の直上階が 200 m <sup>2</sup> 超、その他の階が 100 m <sup>2</sup> 超の場合	避難階又は地上に通ずる 2 以上の直通階段を設ける。
建令 120 条 建令 121 条		直通階段に至る歩行距離：50m 以下 歩行経路の重複区間：25m 以下	

	人街条例	多数の者が利用する全ての階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 回り階段としない。</li> <li>• 手すりを設ける(両側設置が望ましい)。</li> <li>• 段鼻は滑りにくく、つまずきにくい構造とする。</li> <li>• 表面は粗面又は滑りにくい材料とする。</li> <li>• 色等で段を容易に識別できるようにする。</li> <li>• 点状ブロック等の設置(詳細は案内表示(P50)で記述)</li> </ul>
廊下	建令 119 条	小学校の児童用の廊下	廊下の幅 両側居室の場合 2.3m以上 片側居室の場合 1.8m以上
	人街条例	多数の者が利用するもの  利用円滑化経路を構成するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 表面は滑りにくく、平坦にする。</li> <li>• 上記の事項</li> <li>• 有効幅員：1.4m以上</li> <li>• 段は設けない。(傾斜路又は昇降機併設の場合可)</li> <li>• 戸の構造は、容易に開閉できる構造とし、前後に高低差を設けない。</li> </ul>
傾斜路	建令 26 条		勾配：1/8 以下 表面は粗面とし、滑りにくい材料とする。
	人街条例	多数の者が利用するもの  利用円滑化経路を構成するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 表面は粗面又は滑りにくい材料とする。</li> <li>• 手すりを設ける(勾配 1/12 超、又は高さ 16 cm 超の場合)。</li> <li>• 色等で、前後の通路と傾斜路を識別できるようにする。</li> <li>• 左右に転落防止措置をとる。</li> <li>• 上記の事項</li> <li>• 有効幅員：1.4m以上(段に併設の場合 90 cm 以上)</li> <li>• 勾配：1/12 以下(高低差 16 cm 以下の場合 1/8 以下)</li> <li>• 高低差 75 cm 以内ごとに踏幅 1.5m 以上の踊場を設置</li> <li>• 始点及び終点に 1.5m 以上の水平面を設置</li> </ul>
防火区画	建令 112 条 1 項	延べ床面積が 1,500 m <sup>2</sup> を超える場合	床面積 1,500 m <sup>2</sup> 以内ごとに防火区画する。
	建令 112 条 11 項	地階又は 3 階以上の階に居室がある場合	吹抜き、階段、エレベーターの昇降路、ダクトスペースを防火区画する。
	建令 114 条	学校用途の部分	防火上主要な間仕切壁(※4)を小屋裏又は天井裏に達するようにする。 ※4 教室等相互を区画する壁及び教室等と避難経路(廊下、階段等)を区画する壁(「建築物の防火避難規定の解説」より)
開口部の防火	建法 2 条 1 項 九の二 建令 109 条	延焼のおそれのある開口部(耐火建築物の条件)	防火戸、ドレンチャー、その他火炎を遮る設備を設ける。

エレベーター	人街条例	学校で、階数が3階以上かつ床面積の合計が2,000㎡以上の場合	エレベーターを設置する。
		一般規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>• かごの奥行き：内法寸法 1.35m以上</li> <li>• 出入口：有効幅員 80 cm以上</li> <li>• 昇降口ビー：幅・奥行 1.5m以上。高低差を設けない。昇降方向を表示する装置を設置。</li> <li>• 車いす使用者の利用に配慮した操作ボタン等を設置</li> <li>• 停止予定階及び現在位置を表示</li> </ul>
便所	人街条例	多数の者が利用する全ての便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 段を設けない。</li> <li>• 傾斜路を設ける場合：勾配 1/12 以下(高低差 16 cm以下の場合 1/8 以下)。表面は粗面又は滑りにくい材料とする。</li> <li>• 床は滑りにくい仕上げとする。</li> <li>• 各便所の1以上の便所は洋式とし、手すりを設置</li> <li>• 出入口に近い1以上の小便器を床置き式とし、手すりを設置</li> </ul>
		床面積が 1,000㎡を超える場合	<p>車いす使用者用便所を1以上設置する。 (車いす使用者用便所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 出入口の有効幅員：80 cm以上</li> <li>• 戸の構造は、施錠しやすく、緊急の場合は外部からも開錠することができ、容易に開閉できる構造とし、前後に高低差を設けない。</li> <li>• 便座は洋式とし、手すりを設置</li> <li>• 円滑に利用できる十分な空間を確保</li> <li>• 洗面台はレバー式又は光感知式等の水栓器具を設置</li> </ul>
駐車施設	人街条例	駐車台数が 25 台を超える場合	<p>車いす使用者用駐車施設を 1/50 以上又は3台以上確保する。 (車いす使用者用駐車施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 利用円滑化経路又は主要な出入口までの経路が短くなる位置に設置</li> <li>• 駐車スペースの有効幅員：3.5m以上</li> <li>• 地面は水平とし、粗面又は滑りにくく、平坦</li> <li>• 通路は敷地内通路(P51)と同等の構造</li> </ul>
案内表示	人街条例	学校は視覚障害者誘導用ブロックの敷設対象ではないが、一般開放が予想されるため、部分的に点状ブロックの設置が必要	一般開放部分へ至る経路の段や傾斜路の上端には点状ブロックを設置する。
接道	建法 43 条		2m以上の接道
	県条例 5 条	延べ面積が 1,000㎡を超える建物	4m以上の接道
敷地内通路	建令 128 条		道・公園・広場・空地に通じる通路の幅：1.5m以上

	人街条例	多数の者が利用するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>廊下(P49)と同等の構造</li> <li>傾斜路を設ける場合： <ul style="list-style-type: none"> <li>表面は粗面又は滑りにくい材料とする。</li> <li>手すりを設ける(勾配 1/12 超、又は高さ 16 cm 超かつ勾配 1/20 超の場合)</li> <li>色等で、前後の通路と傾斜路を識別できるようにする。</li> <li>左右に転落防止措置をとる。</li> </ul> </li> </ul>
		利用円滑化経路を構成するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>廊下(P49)と同等の構造</li> <li>傾斜路を設ける場合： <ul style="list-style-type: none"> <li>有効幅員：1.4m以上(段に併設の場合 90 cm 以上)</li> <li>勾配：1/15 以下(高低差 16 cm 以下の場合 1/8 以下)</li> <li>高低差 75 cm 以内ごとに踏面 1.5m 以上の踊場を設置</li> <li>始点及び終点に 1.5m 以上の水平面を設置</li> </ul> </li> </ul>
消火設備	消令 10 条	小学校で延べ面積 300 m <sup>2</sup> 以上の場合	消火器具を設置する。
	消令 11 条	小学校で延べ面積 700 m <sup>2</sup> 以上の場合	屋内消火栓設備を設置する。
		主要構造部を耐火構造とした小学校で延べ面積 1,400 m <sup>2</sup> 以上の場合	屋内消火栓設備を設置する。
		主要構造部を耐火構造とし内装制限した小学校で延べ面積 2,100 m <sup>2</sup> 以上の場合	屋内消火栓設備を設置する。
	消令 21 条	小学校で延べ面積 500 m <sup>2</sup> 以上の場合	自動火災報知設備を設置する。
	消令 23 条	小学校で延べ面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上の場合	消防機関へ通報する火災報知設備を設置する。ただし、消防機関へ常時通報できる電話を設置したときは、設置しないことができる。
	消令 24 条	小学校で収容人員 50 人以上の場合	非常ベル、自動式サイレン、放送設備を設置する。ただし、自動火災報知設備を設置する場合はこの限りではない。
	消令 25 条	小学校で収容人員 50 人以上の場合	2階以上(主要構造部を耐火構造とした場合は3階以上)の階に避難器具を設置する。収容人数が 200 人増すごとに 1 個加える。
消令 26 条	小学校	誘導標識を設置する。	

表 4-11 関連法規チェックリスト(放課後児童クラブ)

項目	条文※	適用条件	制限内容
建築構造	建法 27 条	3 階以上に児童福祉施設の用途を設ける場合【非該当】	耐火建築物等
		2 階を児童福祉施設の用途とするときの床面積が 300 m <sup>2</sup> 以上の場合【非該当】	準耐火建築物等
採光	建令 19 条	児童福祉施設の保育、訓練、日常生活のための居室	採光上有効な開口部の面積／居室の床面積：1/7 以上
排煙	建令 126 の 2	児童福祉施設の用途の建築物で、延面積が 500 m <sup>2</sup> を超える場合【非該当】	排煙設備を設ける。
廊下	建令 119 条	居室の床面積が 200 m <sup>2</sup> を超える階の場合【非該当】	廊下の幅 両側居室の場合 1.6m以上 片側居室の場合 1.2m以上
内装制限	建法 35 の 2 建令 128 の 4	児童福祉施設の用途の床面積が 200 m <sup>2</sup> 以上の場合【非該当】	内装制限を受ける。
消防法	消令別表 消令 1 条の 2 2 項	放課後児童クラブの用途は、別表(15)の防火対象物にあたるが、複合用途防火対象物の判定(※6)により、(7)小学校の用途として扱う。 ※6 床面積が延べ面積の 10%以下かつ床面積が 300 m <sup>2</sup> 未満のとき、主用途部分と同一の用途として扱う。	

※条文凡例 建法 : 建築基準法  
 建令 : 建築基準法施行令  
 建告 : 建設省告示  
 国交告 : 国土交通省告示  
 人街条例 : 人にやさしい街づくりの推進に関する条例  
 消令 : 消防法施行令  
 県条例 : 愛知県建築基準条例

## 7 構造計画

- ・計画建物における構造体の地震に対する耐震性能は、洪水時の指定緊急避難場所にも指定される施設としての機能及び耐久性を確保するため、建築基準法の要求する一般耐震レベルから耐震レベルを 1.25 倍向上させた耐震性能に設定する。
- ・将来における学級数の変動や学習内容、学習形態等の変化に柔軟に対応でき、また、将来の人口減も見据えて、空き教室を他の用途の室へ容易に転用できるようにする。
- ・内部間仕切りは、一部の耐震壁を除いて撤去しやすい壁とし、将来の間仕切り変更にも容易に対応しやすいようにする。

## 8 設備計画

### <空調設備>

- ・各教室(普通教室・特別教室)には冷暖房、換気設備を設置する。
- ・各室の換気は、自然換気と十分な換気を行う機械換気を検討する。

### <衛生設備>

- ・トイレ内の衛生器具数は、「給排水衛生設備基準同解説」で定めるサービスレベル1(待ち時間が少なく良好な器具数)を満たす個数を確保し、混雑の緩和を図る。
- ・トイレ出入口は、通路をクランクさせるなどドアを設けなくても室内が見えない形状とし、接触による感染防止を図る。照明は人感センサー、水栓は自動水栓とする。
- ・トイレの手洗いとは別に、廊下に手洗い場を分散して設ける。
- ・節水型の衛生設備及び機器を採用する。
- ・衛生器具の設置個数の算定は以下の通り

トイレ1か所あたりの利用人員

児童 440人/6学年=73.4人/学年

→ 73.4/2=37人(男女別)

教職員 80人/2=40人(男女別)

【多目的トイレ】×1

車椅子対応、オストメイト機能対応

表 5-1 便器の設置個数

		児童用	教職員用
男子	大便器	2	2
	小便器	3	3
	洗面器	2	2
女子	大便器	4	3
	洗面器	2	2

参考 「給排水衛生設備基準同解説」(2009年 公益社団法人空気調和・衛生工学会)  
「学校環境衛生管理マニュアル [平成30年度改訂版]」(文部科学省)  
学校における領域、作業又は活動の種類別の基準(JIS Z 9110)

## ＜電気設備＞

- 各教室の照度は、学校環境衛生環境マニュアルやJIS基準に基づき適正な照度設定とする。

表 5-2 各教室の照度基準

室名	適正な照度(計測位置)
普通教室・特別教室	500lx (FL+700)
ワークスペース	500lx (FL+700)
職員室・校長室・保健室等	500lx (FL+700)
トイレ・更衣室	200lx (FL±0)
昇降口・廊下	100lx (FL±0)

- 照明器具は、生徒へのまぶしさと黒板の見やすさに配慮する。
- ICT機器の画面等が見やすくなるよう配慮するため、遮光カーテンや個別点灯可能なスイッチを採用する。

## 9 防災対策

### (1)非構造部材の耐震性能

- 自然災害が生じた際に、施設や設備の損傷を最小限にとどめ、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、非構造部材も含め、十分な耐震性能を持たせる。
- 収納棚や書架等の大型家具は、壁面に固定し、地震時の転倒防止を図る。
- 窓ガラスにはガラス破損時に飛散を防止する製品を採用する。
- 各所照明器具等は、器具に落下防止ワイヤーを取り付けるなど脱落防止を図る。
- 屋上や設備スペースに設置する設備機器は、地震時の転倒防止を図る。
- 配管類はフレキシブル管を使用するなどして、耐震性を確保する。

### (2)防災機能

- 洪水時の指定緊急避難場所として、避難者が容易に利用できる設計とする。
- 洪水の想定最大規模は3.0m～5.0mであるため、防災倉庫を新たに設置する場合は、備蓄品の浸水を避けるため、2階(床高4.15m)以上への設置とする。

## 10 防犯・安全対策

- 敷地内に死角をなくす工夫をする。
- 機械警備、防犯カメラ、校内内線電話を設置する。
- 管理諸室の配置を工夫し、不審者の侵入抑止に努める。
- 学校内にある全ての施設や設備は、生徒の多様な行動を想定し十分な安全性を確保する。
- 敷地内の歩行者と自動車の動線分離を徹底する。
- 吹抜け等については落下防止対策を徹底する。

## 1 1 自然環境への配慮

### (1)環境保全

- ・既存敷地内の調和のとれた緑化を確保する。
- ・ヒートアイランド現象の緩和を目指すだけでなく、敷地内の植生に配慮することで、生徒をはじめ、学校を利用する人の憩いの場となる空間構成、四季を感じられる潤いのある景観形成を目指す。
- ・エコマーク認定品、グリーン購入適合品等、リサイクル材を積極的に採用する。

### (2)建物の長寿命化

- ・構造躯体と内装、設備を分離したスケルトンインフィルの考え方で建物の長寿命化を図る。

#### <構造躯体(スケルトン)>

- ・RC造により強固に作る。
- ・余裕を持った荷重の設定・ロングスパン構造の検討
- ・ロングスパン構造によるフレキシビリティの確保

#### <内装・設備(インフィル)>

- ・余裕のある設備シャフト、設備ルート
- ・改修容易な乾式間仕切壁
- ・メンテナンスルートの確保
- ・OAフロアの採用
- ・フリーアクセスフロアを職員室、校長室、印刷室、休憩室に採用し、配線のメンテナンスに配慮する。
- ・庇設置により、壁面への汚れの付着を低減させて、省メンテナンスな施設とする。
- ・配管ピットによる配管更新のメンテナンス性に配慮した設計とする。
- ・防汚型の内外装材やノンワックス床材や防汚型建材の採用でメンテナンス性を向上させる。

### (3)環境負荷の低減(建築)

- ・児童や教職員が日常生活を送る普通教室や職員室は南面配置とし、自然採光、自然通風を積極的に取り入れ、明るく快適な空間とする。
- ・各部の断熱性能を確保することより、空調負荷を低減する。
  - 屋根・屋根：外断熱により躯体への熱負荷を小さくする。
  - 外壁：内断熱により熱負荷を小さくする。
  - 外部開口部：複層ガラスにより断熱性能を確保する。
- ・庇、Low-Eガラス(西面及び南面の開口部)、遮蔽カーテン等により日射遮蔽性能を確保することにより、空調負荷を低減する。

### (4)環境負荷の低減(設備)

#### <空調設備>

- ・各教室やワークスペース、管理諸室など、室の用途に適した空調方式を検討し、経済性とエネルギー消費量の削減を両立し、環境負荷の低減を目指す。

- ・各室エアコンの集中管理をし、消し忘れ防止を図る。

### ＜衛生設備＞

- ・節水型の衛生器具や泡沫推薦を採用し、水の消費を抑える。

### ＜電気設備＞

- ・最短距離配線、低損失トランス、力率改善等による配電改善を検討する。
- ・照明器具は、省エネルギー性能の高いLED器具を採用する。
- ・人感センサーや昼光センサー、外灯のタイマー制御、細やかな回路分けなど消し忘れや無駄のない計画として、照明電力の低減を図る。
- ・設備機器は、高効率パッケージエアコン、全熱交換器、高効率給湯器、節水型衛生器具の採用を検討する。

### ＜再生可能エネルギー設備＞

- ・太陽光発電パネルの設置を検討し、発電量が生徒にも分かるよう校舎内に掲示する。
- ・自立運転機能付太陽光発電設備を導入し、災害時にも利用できるよう検討する。

## 12 健康・バリアフリーへの配慮

### (1)健康への配慮

- ・室内空気を汚染する化学物質が基準以下であることを確認し、建材や家具等は、室内空気を汚染する化学物質の発生のない材料を採用する。
- ・自然換気と機械換気の計画によりシックハウス対策を徹底する。
- ・熱中症対策として木陰や屋根付きの屋外空間を整備する。

### (2)バリアフリーへの配慮

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」及び「人にやさしい街づくりの推進に関する条例(人街条例)」を遵守してエレベーターや階段両側への手摺設置のほか、スロープなどを設置することですべての生徒や教職員が安全かつ円滑な学校生活を送ることができるようにする。
- ・車椅子対応のエレベーターを設置し、どの階にも容易にアクセスできるようにする。
- ・敷地内に車椅子利用者用の駐車場を設け、校舎まで段差のない経路を確保する。
- ・教室のサインは大きく見やすいものとし、誰でも分かりやすく迷わないサインを採用する。
- ・ユニバーサルデザインに配慮した教育空間とし、障害の有無にかかわらず安全かつ円滑に学ぶことができる空間設計とする。
- ・車椅子やオストメイトに対応した多目的トイレを設置する。

### 1 3 概算事業費

表 5-3 概算事業費

項目	数量	税込金額	備考
1. 解体工事	一式	215,600,000 円	北舎、渡り廊下、給食室、プール、付属建物共。給食室のアスベスト撤去共。
2. 校舎改築工事	一式	864,600,000 円	放課後児童クラブ、防災スペース共 庇設置工事共
3. 校舎改修工事	一式	1,096,700,000 円	アスベスト撤去共
4. 外構整備工事	一式	88,000,000 円	—
工事費合計		2,264,900,000 円	—
5. 設計費	一式	148,500,000 円	—
整備費合計		2,413,400,000 円	—

### 1 4 事業スケジュール

2026～2027(令和8～9)年度に基本設計・実施設計、2028～2030(令和10～12)年度に建設工事、解体工事、改修工事、供用開始は概ね2031(令和13)年度を想定しています。

表 5-4-1 施設整備 全体工事施工 事業スケジュール

項目	2026(令和8)年度	2027(令和9)年度	2028(令和10)年度	2029(令和11)年度	2030(令和12)年度	2031(令和13)年度
事業スケジュール	基本設計	実施設計	プール・給食室 解体工事	新校舎建設工事	北舎 解体工事 外構工事	供用開始
			校舎改修工事			

表 5-4-2 施設整備 全体工事施工 事業スケジュール

日程 工程	事業開始1年目												2年目												3年目											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
解体工事	I 期工事 プール・給食室解体												II 期工事 北舎解体																							
校舎改築工事	工事期間(15ヶ月)												移転																							
校舎改修工事	I 期工事 特別教室・管理諸室												II 期工事 外壁・防水・サッシ												III 期工事											
外構整備工事	児童館・グラウンド廻り																								駐車場整備等 玄関・駐輪場整備											
その他													北校舎は校舎化改修工事 II 期完了まで活用 北舎特別教室を一部仮設普通教室に改修																							
備考	△ 学校給食センターより配送												△ 仮使用申請												△ 確認申請完了届											

施設整備工事スケジュール

①解体工事

- I 期 給食室・プール解体(附属屋共)  
アスベスト撤去共  
8月末までに給食センターよりの配送を可能とする。
- II 期 北舎解体  
改修工事に伴う仮設利用完了後、解体

②校舎改築工事

- 工事期間 15 か月
- 9月より新校舎仮使用開始

③校舎改修工事(図 5-5 参照)

- 主に夏休みを中心に3か年工事とする。
- I 期(2028(令和 10)年度)学級数 17 クラス
- II 期(2029(令和 11)年度)学級数 16 クラス  
外壁・屋上防水・外部サッシ等外部足場を必要とする工事
- III 期(2030(令和 12)年度)学級数(未推計)  
全ての改修工事を完了とする。
- ※但し工事範囲は基本設計において決定とする。

④外構工事

- I 期 児童館・グラウンド廻りを中心とする。
- II 期 解体工事完了後、駐車場周り及び敷地全般を整備する。

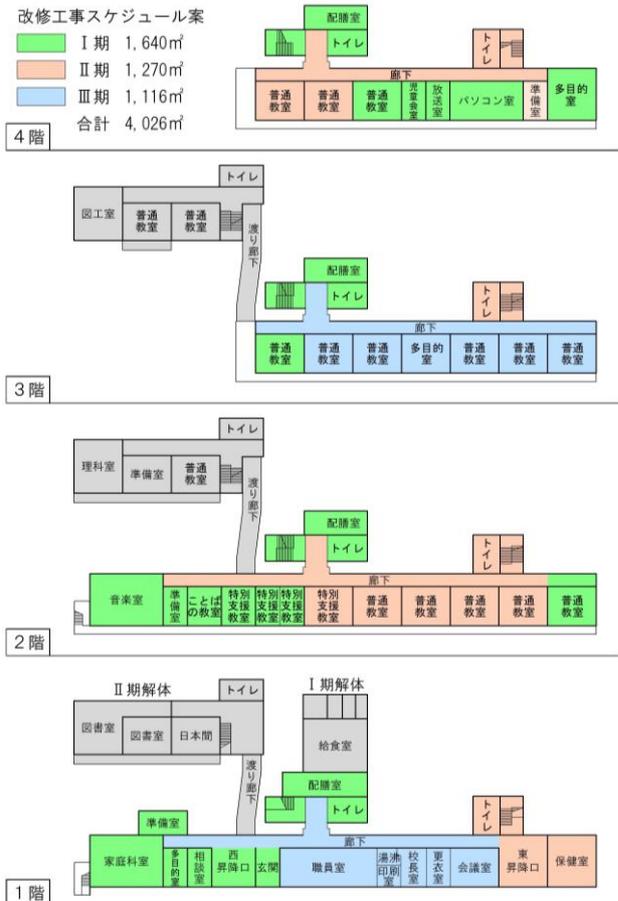


図 5-5 校舎改修工事範囲計画図

## 15 管理運営

校舎への放課後児童クラブの複合化に伴い、適切な管理運営が求められる。学校運営時の安全性、放課後の安全性の点では、学校と放課後児童クラブは完全に分離し、平時の地域住民の出入りを禁止することが簡潔である。一方で、地域住民が小学校を日常的に利用することで学校に慣れ親しんだり、児童が地域住民と日常的に交流することにより社会性を身に着けたり、児童・教職員・保護者・地域住民が互いに顔の見える関係性になることで地域の見守り体制を構築したりすることは、地域全体としての防犯・防災意識を高めることにもつながる。安全性と地域交流の両立のため、「守るべき空間」と「開いてよい空間」の線引き(セキュリティライン)を適切に設定し、運営方法を検討する。

表 5-6 に施設ごとの運営日時をまとめた。各施設で運営時間が異なることから、セキュリティラインは時間帯や運営方法によって柔軟に対応できるようにすることが望ましい。

表 5-6 施設ごとの運営日時等の想定

施設名	運営日時	休館日	利用者
小学校	・ 平日、朝～午後5時頃	土日祝日、 夏休み等	児童、教職員、送迎保護者、面談保護者、給食関係者、宅配業者等
放課後児童クラブ	・ 月～金、下校後～午後7時 ・ 土曜日、学校長期休業日(夏休み、冬休み、春休み)、学校の平日振替休校日、県民の日学校ホリデーについては、午前7時30分から午後7時まで	日曜日、 祝日、 年末年始 (12月29日から 1月3日まで)	児童、職員、送迎保護者
多目的室(平時)	・ 平日、朝～午後5時頃	非常時	児童、教職員
多目的室(非常時) 防災スペース	・ 警報発令時、発災後の避難所開設時	平時	自主避難した地域住民、避難所運営を行う地域住民、市役所職員、災害弱者

### (1) 防火管理者の選任

防災面の管理として、消防法の定めにより、収容人員が50人以上の学校においては、防火管理者を定め防火管理上必要な業務を行わせなければならない。放課後児童クラブとの複合化にあたっては、現状同様にそれぞれに防火管理者を置くことを基本とする。なお、児童クラブの消防法上の用途を学校に含める場合は、学校として防火管理者を置けばよい。

## (2)セキュリティラインの設定

学校施設、放課後児童クラブ、多目的室(防災スペース)、共用スペースの各エリアの境界にセキュリティラインを設定する。下図のように、扉等の出入口を想定する場所(既設を除く)に記号を付した。それぞれの出入口の用途と想定されるセキュリティ方法を下表にまとめた。

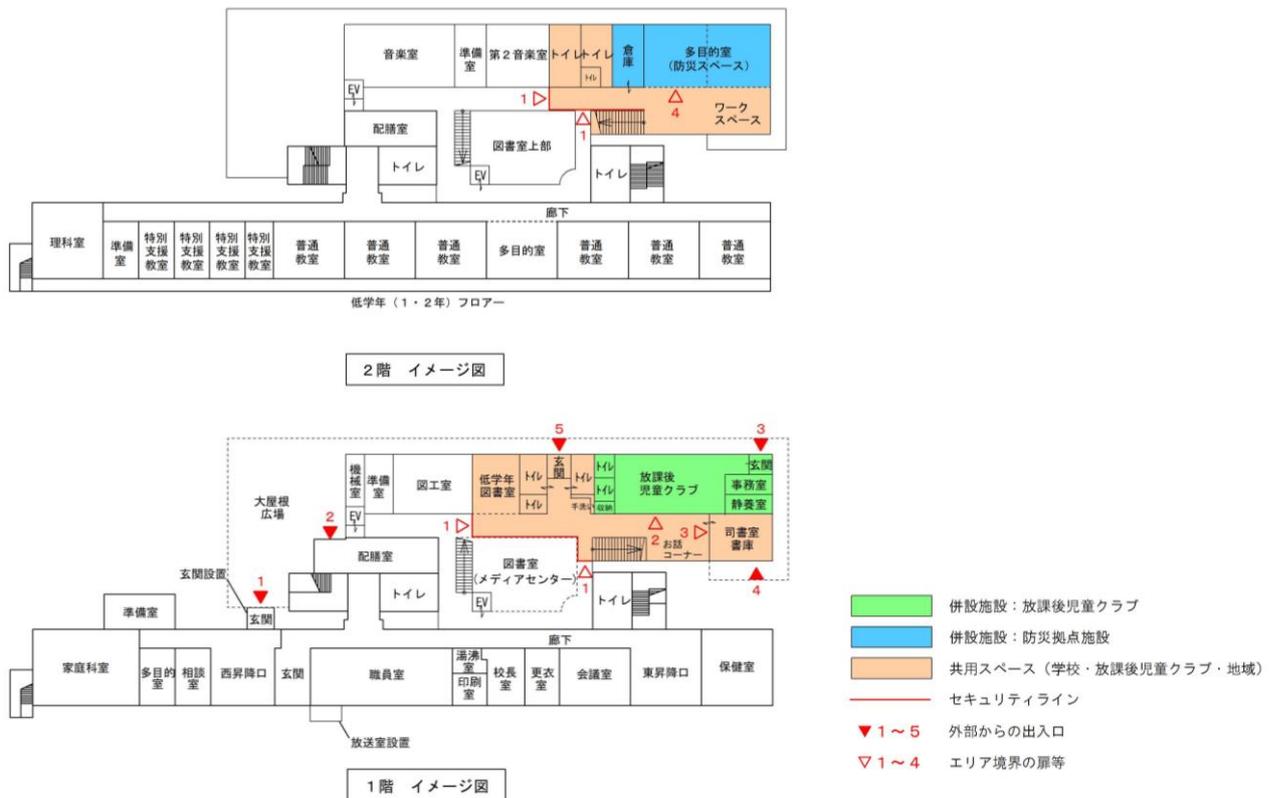


図 5-7 セキュリティラインの設定

表 5-8 出入口の用途とセキュリティ方法

	記号	出入口の用途	セキュリティ方法
外部からの出入口	▼1	教職員・来客用玄関	放課後、教職員が外側から施錠
	▼2	給食センター等からの搬入・搬出口	責任者を定めて施錠・開錠
	▼3	児童クラブ専用の出入口。 放課後の児童の出入り、夕方の保護者の迎えはここより行う。	放課後、児童クラブ職員が外側から施錠
	▼4	司書室・書庫専用の出入口。 書籍や備品を搬出入する際に使用する。	使用時に、司書または教職員が開錠・施錠
	▼5	北側玄関。平時・非常時に地域の人が利用する。2階の多目的室(防災スペース)を利用する際はここから出入りする。	
エリア境界の扉等	▽1	学校と共用スペースの境界	新たなセキュリティ方策を検討 (表 5-10～12 参照)
	▽2	児童クラブと共用スペースの境界	
	▽3	司書室・書庫と共用スペースの境界	
	▽4	多目的室(防災スペース)の境界	

### (3) 小学校の管理運営

現在は児童の下校後、普通教室、特別教室には施錠をしている。また、放課後校舎の教室を使用し「放課後子ども教室」を実施している。基本的には従来の管理運営方法を継続する。ただし、放課後児童クラブと建物を共有することになるため、児童クラブからの侵入を規制する場合は、セキュリティライン(▽2)にも施錠等の対応が必要となる。また、基本計画では図書室を1階中央に設置し、学校施設以外からの利用を可能としている。将来的に図書室を共有スペースとする場合は、立ち入り禁止エリアの明示や来校者の入校管理等、新たなセキュリティ方策が必要となる(表5-10~12 参照)。管理運営については以下の通りである。

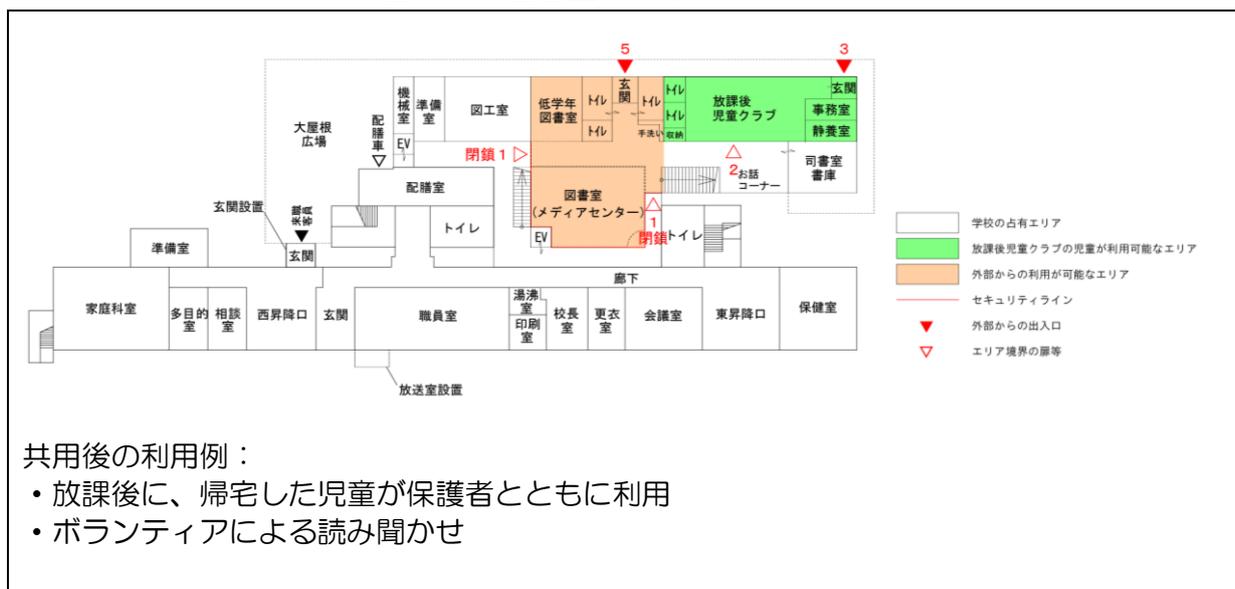
#### 1) 児童動線と来校者動線の分離

登校した児童は、南門または東門から入り東西の昇降口を使用する。教職員、送迎や面談で来校する保護者、宅配業者等は、北駐車場に駐車し新設の玄関(▼1)を使用する。給食センターの車両も同様に北車路を通行し、配膳室付近に駐車して給食を納入する(▼2)。児童動線と来校者(車両)動線の分離により、安全な児童動線を確保するとともに、校門付近での児童の入退管理をしやすくする。

#### 2) 図書室の共有化

小学校の占有エリアは1階の放課後児童クラブ以外の部分、2階の多目的室(防災スペース)以外の部分、3,4階の全域を想定している。外部からの出入口は北側玄関(▼5)とし、学校施設(小学校の占有エリア)を経由しない動線とする。教職員や司書等スタッフによる入校管理や、学校との境界(▽1)はより強固なセキュリティの検討が必要である。また、放課後児童クラブの児童と図書室の利用者との動線などについては、今後検討が必要である。

図 5-9 図書室の共有化のイメージ



#### (4)放課後児童クラブの運営

現在、小信中島児童館児童クラブ(敷地内の児童館にて運営)では、児童クラブとしての室を確保する一方で、児童館利用者とプレイルームを共有して遊び、職員の見守りのもと運動場に出て遊ぶこともある。新たに併設する児童クラブにおいても、この管理運営方法にならい、職員の見守りのもと学校施設(多目的室、図書室、運動場を想定)の使用が可能であると考えられる。管理運営については以下の通りである。

##### 1)独立動線の確保

平日、児童クラブに通う児童は、放課後に整列し人数確認を実施した後、教職員等の誘導で一斉に移動する。保護者の迎えは北駐車場に車を止めて外部の入り口から児童クラブの部屋にアクセスし、児童は児童クラブの玄関(▼3)で靴を履いて帰宅する。一般児童の下校動線からは独立した動線を確保し、帰宅人数の確認漏れを防ぐ。

##### 2)占有エリアとする

児童クラブは土曜日や長期休暇を含め稼働率が高いため、他用途での利用を想定しない占有エリアとする。本計画では、土曜日や長期休暇でも外部から利用しやすい1階に放課後児童クラブを配置した。外出入口の施錠は児童クラブ職員が行うなど、学校の運営時間に寄らず管理運営が可能とする。

(5)新たなセキュリティ方策

セキュリティラインに設けるセキュリティの方策としては、セキュリティレベルごとに以下のようなものが考えられる。これらの対策を組み合わせることで、セキュリティレベルを効果的に向上させることができる。また、図書室、多目的室の地域利用においては、定期的なチェックやイベントの開催を通じた利用ルールの周知も重要である。

1)セキュリティレベル：低

図書室や多目的室の共用化が初期段階及び過渡期の場合、あるいは利用者に対し高い信頼がある場合のセキュリティ方策例を以下にあげる。

表 5-10 セキュリティレベル：低の方策例

方策	詳細	教職員等の負担
カラーコーン、ロープ等	進入禁止のエリアや境界にカラーコーンやロープを設置し、視覚的に立ち入り禁止を知らせる方法。児童や保護者が確認しやすいが、簡単に移動できるため防犯効果は限られる。	児童の下校後に、目印を設置する。
掲示板や標識	「このエリアは立ち入り禁止」や「地域開放エリアの利用規則」など、分かりやすい表示を設置することで、利用者にエリアの境界を意識させる。	児童の下校後に、標識を設置する。
警告音(アラーム、鈴等)	エリア外に進入した場合に軽い警告音を鳴らすシステム。人が通るたびに音が鳴るため、侵入を感知しやすくなる。	児童の下校後に、警報システムを作動させる。

2)セキュリティレベル：中

図書室や多目的室の共有化が過渡期で、特定の利用者が想定される場合のセキュリティ方策例を以下にあげる。

表 5-11 セキュリティレベル：中の方策例

方策	詳細	教職員等の負担
柵	低めのフェンスや門を設置し、利用者が物理的に進入しづらくする。門にはロックをかけ、時間帯によって開閉するようにする。	児童の下校後に、柵を設置する。
監視カメラの設置	境界近くに監視カメラを設置し、誰がどのエリアに入ったかを記録する。カメラ自体の存在が抑止力となり、監視の強化が可能。	カメラ映像の定期的にチェックする。
職員による巡回	定期的にエリア内外を巡回する職員を配置し、実際に監視しながら安全を確保する方法。スタッフの存在が不正な行動を防ぐ効果がある。	定期的に校内を巡回する。
出入り口に IC カードリーダー設置	児童クラブエリアへの出入りには IC カードや ID カードによる認証を導入し、児童や保護者以外の不正進入を防ぐ。	システム構築すれば、特になし。

### 3)セキュリティレベル：高

図書室の共用化が進み、様々な人が学校に出入りするようになった際は、より強固な入室管理やセキュリティの検討が必要となる。ただし、学校の地域開放は地域全体の防犯意識を高めることが目的であるため、強固なシステム導入は必ずしも必要ではない。

表 5-12 セキュリティレベル：高の方策例

方策	詳細	教職員等の負担
電子ロックシステムとスマホ連携	スマートフォンのアプリと連携した電子ロックシステムを使用し、許可された人だけが開けられるシステムを設ける。エリアの出入りがリアルタイムで通知され、管理がしやすくなる。	システム構築すれば、特になし。
顔認証システムの導入	出入り口に顔認証システムを導入し、児童クラブエリアと地域開放エリアを利用する人の顔を識別して管理。登録された顔のみがエリアにアクセスできる。	システム構築すれば、特になし。
緊急通報システムの導入	各エリアに緊急通報システムを設置し、異常を感知した場合に即座に警備や保護者に通知が届く仕組みを作る。これにより、危険な状況に迅速に対応できる。	システム構築すれば、特になし。

## 參考資料

## 1 ワークショップの概要

ワークショップを以下の日程で計5回開催した。

表 6-1 ワークショップの概要

	開催日時	場所
第1回	2024(令和6)年12月14日(土) 18:00~20:00	小信中島公民館 中会議室
第2回	2025(令和7)年2月15日(土) 18:00~20:00	小信中島公民館 中会議室
第3回	2025(令和7)年3月15日(土) 18:00~20:00	小信中島公民館 中会議室
第4回	2025(令和7)年4月19日(土) 18:00~20:00	小信中島公民館 中会議室
第5回	2025(令和7)年5月31日(土) 10:00~12:00	小信中島公民館 中会議室

## 2 ワークショップ報告書

# シン学校プロジェクト

小信中島小学校  
基本計画ワークショップ

第1回



設計事務所あいさつ

加藤建築事務所の加藤知徳（とものり）と申します。一宮市の教育大綱の目標が「知」「徳」「体」と知り、ご縁とプロジェクトへの魅力を感じています。みなさんの希望、夢をできるだけ実現できるようにがんばっていきますので、よろしくお願いします。

令和6年12月14日（土）小信中島公民館にて、小信中島小学校の新しいあり方を考える市民・地域参加型のワークショップを開催しました。初回となる今回は、本年度より「小信中島小学校基本計画」の策定業務を受託した設計事務所のあいさつに始まりました。地域からの参加者は16名でした。グループワークでは2つのテーマで意見交換を行いました。

テーマ1

### わがまち・わが学校のじまんしたいところ

グループごとにまちや学校の良いところを出し合い、キーワードでまとめました。全体の意見は大きく「まちのハード面（インフラや建物に関すること）」、「まちのソフト面（人柄や活動に関すること）」、「学校」、「環境」に分けることができ、それぞれを新しい学校の計画に活かしていきたいと思えます。

ワーク1の意見（一部抜粋）

学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>本校舎（南側）、体育館、グラウンドの配置が良い。動線が良い</li> <li>美味しい給食（自校方式）</li> <li>校内に児童館がある</li> <li>小学校と保育園が隣接している</li> <li>中庭に遊具があって低学年が遊べる</li> <li>飼育動物がいる</li> </ul>	「小信中島小学校について」「残してほしいもの」「学校」
まちのハード面 建物やインフラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通の便が良い</li> <li>買い物、外食が便利</li> <li>スーパーが多くある。値段による使い分けができる</li> <li>交通利便が良い。特に車両での通出に高速が使いやすい</li> <li>市役所や郵便局がコンパクトにまとまっている</li> <li>歴史がある堤治神社</li> <li>三岸節子美術館や農会館があり、文化や伝統を感じる</li> </ul>	「地理的優位性」「地域のおいたち」「生活環境の良さ」「利便性」「生活面」「交通の便」「カルチャー」
まちのソフト面 人柄や活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育への関心は強く、以前から地域からの援助は物心両面とも大</li> <li>年齢性別に関係なくあいさつのかけ合いが多い</li> <li>地域活動が良くまとまっている</li> <li>地域での人のつながりがフランク</li> <li>比較的引っ越して来られた方が多い地域ですが、地元の方がとても親切</li> <li>町内に組織が整っている</li> <li>進区の祭</li> </ul>	「地域のおいたち」「地域のつながり」「学校」「地域の行事」
環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>木曽川が近い、自然が多い、尾西緑道</li> <li>進区内平坦により自転車走り回れる</li> <li>台風の影響が少ない</li> </ul>	「地理的優位性」「災害」「環境」

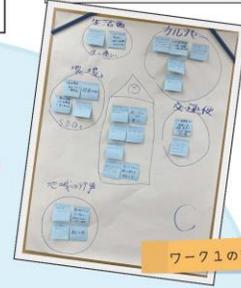
文字色はそれぞれAグループ、Bグループ、Cグループで出された意見



発表の様子



グループワークの様子



ワーク1のシート

新しい学校の計画に活かす  
ワーク2のまとめ参照

・コンパクトで便利なまち  
・歴史や伝統がある  
まちを構成する一施設として  
親しみある学校をめざす

・教育への関心の高さ  
・あいさつをかけ合える  
・地域活動のまとまりがある 等  
長所をより育める学校をめざす

環境配慮・災害対策  
を盛り込む

テーマ2

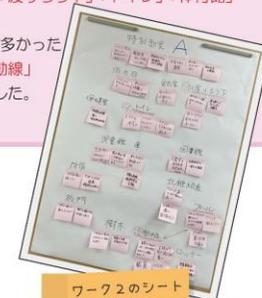
### 学校の変えていきたいところ

学校の校舎等についての不満や改善すべきことについて話し合いました。どの整備を優先したいかその優先順位についても話し合いました。

優先順位の高いものとしては、「渡りろ下」「トイレ」「体育館」「外部」の項目に多くあります。また、それ以外のうち意見数が多かったものとしては、「駐車場・車の動線」「プール」「北館」「児童館」でした。



発表の様子



ワーク2のシート

次回  
令和7年2月15日（土）  
18:00～ 同会場

# シン学校プロジェクト

小信中島小学校  
基本計画ワークショップ 第2回

令和7年2月15日(土)小信中島公民館にて開催。  
第2回となる今回は、地域からの提案書や前回意見を踏まえ、設計事務所よりプラン(A案・B案)が初めて提示されました。地域からの参加者は17名でした。グループワークでは2つのテーマで意見交換を行いました。

## 前提条件

- ・プール解体
- ・給食室解体
- ・北舎解体
- ・児童クラブ併設
- ・防災施設併設

## プラン(案)の説明

B案は地域提案をベースにした配置計画ですが、コスト面などでデメリットがあると、設計事務所からはA案が重点的に説明されました。

### A案(北東に増築するプラン)



- ・渡り廊下をつかず空間を有効活用
  - ・工事中もそのまま教室をさせる
- この方向で意見交換

### B案(西側を建て替えるプラン)



- ・現在の南舎西側を一度解体して新築
  - ・工事中教室が減るので仮設校舎が必要
- コストが大きくなる

## テーマ1

### プラン(案)への疑問・意見

プラン(案)の説明を受けて疑問に思ったことや感想を出し合いました。図書室の吹き抜けの是非や部屋の配置などについて意見がありました。



## テーマ2

### 地域は学校とどう関わりたいか

地域としての学校の使い方について話し合いました。A案では1階を地域開放可能なエリアとして児童クラブや防災施設の機能を入れており、その部屋の平時の使い方や管理の仕方について意見を出し合いました。

#### 疑問・ご意見について、設計事務所より回答(一部)

- ・学校の先生方の意見はちゃんと聞いているのかな?  
→ ワークショップとは別に打合せを行う予定です。
- ・児童クラブからトイレが遠い  
→ 図内には未記載ですが、児童クラブのエリア内に専用のトイレを考慮します。
- ・パソコン室を普通教室として使用したい  
→ 旧校舎に対しては、内外装や設備の改修(=長寿命化改修)を行います。それに合わせてパソコン室を普通教室に整備することを検討しています。

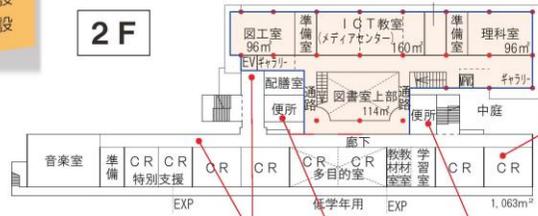
3F



4F



2F



#### A案について

- ・仮設校舎がいらぬのは良い
- ・校舎が一体化しているのは良い
- ・A案のメリットが大きい
- ・新築部分の陽あたりがよくない

#### その他

- ・ろうかがさむい・ろう下を明るく
- ・EVは車いすの方も使えると良い

1F



#### 図書室

- ・図書室が学校のコアになるといい
- ・自主的な学び、探求学習ができるA→B
- ・地域の方も利用できる図書館良い
- ・吹き抜けはゆったり感があって良い
- ・吹き抜けを縮小して蔵書を増やしては

#### セキュリティ

- ・誰が管理するのか?
- ・土日の利用はどう管理するのか?
- ・地域に開放する場所と学校で大きく区別する
- ・学校と図書館をシャッターなどで区画し、休校日や夕方~夜も図書室を開放する
- ・出入りをIT管理ができると良い
- ・氏名、住所のチェック(マイナンバーカード等)
- ・体育館の管理方法を参考に

#### 3階建てにしては?

- ・2F→3Fにして各部屋を大きくとる
- ・何故2階建てか? 3階建てでもよいのでは。
- ・新築部分は本当に2階までいいのか

#### 普通教室

- ・CR数18 学級増のときどうする?
- ・少人数クラス導入に対応するため、多少クラス数には余力が欲しい

#### トイレ

- ・トイレが混むので増やしてほしい
- ・本館のトイレの改修をまずやってほしい
- ・すいどうの水がつめたすぎる

#### 多目的室(防災本部)

- ・一時避難所をつくりたい
- ・地震対策のパネル展示
- ・水害から避けられるようなるべく上の階にしたい
- ・子どもたちが雨天集まれる場所
- ・帰宅前の待機場所
- ・平時は学校が自由に使用する
- ・熱中症警戒アラートが出たときの運動場代わり
- ・土日は地域住民が使えると◎。産後ママ、貯筋体操等
- ・現在の体育館同様、夜は大人も利用可にしては
- ・学校と地域の管理の住みわけ問題あり

#### 児童クラブ

- ・多目的室と一体に広く使用できないか?
- ・スペースが足りなければ3F建てにしてはどうか
- ・夏の暑い日、天気の悪い日などの子ども達の遊び場に
- ・ゆるやかに地域とつながる形にできると良い

#### サロン

- ・読み聞かせ室、ボランティア室
- ・使い方の具体案がわからない
- ・地域の人が使うにはトイレがなくて不便

次回  
令和7年3月15日(土)  
18:00~ 同会場

※プラン案(室名・配置・面積等)はワークショップのために仮設定したものであり、実現を確約するものではありません。

# シン学校プロジェクト

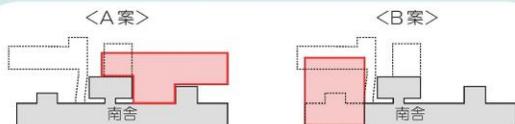
小信中島小学校  
基本計画ワークショップ 第3回

令和7年3月15日(土)小信中島公民館にて開催。  
第3回の今回は、前回までのグループワークを通じた意見出しから趣向を変え、プラン(案)や要望内容について全員で確認しました。地域からの参加者は17名でした。



## 配置計画

- 既設校舎に組み込む形状だと敷地を有効に使える。
- 南舎は安全性〇。建て替えではなく改修する方向が良い。



一宮市教育委員会よりお知らせ

小信中島小学校の校舎の耐力度調査の速報値が出ました。(正式通知は後日)市としては、補助金の対象工事に合わせて「北舎は建て替え、南舎は長寿命化改修」を行いたい意向です。



## 階数等

<プラン(案)の説明>

- 図の教室配置であれば2階建てで収まる。日影を検証したところ3階建ても可能。

<これまでの意見・当日の意見>

3階建てではできないのか?

### 3階建てプランの考え方

- 新築部分を3階建てにし、A案で1階中央にあった図書室を上階に重ねる。
- 既設と新築の間は渡り廊下でつなぐ。
- 間に囲われた空間は、例えば中庭にする。

2階建てプランと比較すると、

- ①空間的ゆとりができる
- ②遊び空間(中庭)をつくれる
- ③ゾーニングの幅が広がる

<2階建てプラン>

	5,6年生
	3,4年生
特別教室	1,2年生
児童クラブ	図書室
	職員室
新築	南舎

<3階建てプラン>

	5,6年生
	3,4年生
	1,2年生
特別教室	
図書室	
児童クラブ	中庭
	職員室
新築	南舎

## 要望の再確認・考え方を話し合う

前半：プラン(案)の説明

第2回で説明不足な点や要望との関連性が不明確なものがあつたことから、再度説明の時間を設けました。第2回でA案の配置計画でおおむねの合意が取れていたため、A案の図面で説明しました。(主な内容はB案も同様)

後半：項目別意見の確認

これまで提案書やワークショップ、アンケートから出た意見を27項目に分類しています。その中でも「基本計画」で考えるべき項目や、意見が多く特に関心が高いと思われる項目について、意見・要望の内容を振り返り、補足や追加意見を求めました。

## 学校施設

### 普通教室・特別教室

<プラン(案)の説明>

- 現北舎にある教室は、新築部分と南舎4階に配置。
- 南舎4階は現パソコン室等を普通教室に改修する。
- ICT教室は室名にとらわれず、多目的に利用できる教室を想定しています。

<これまでの意見・当日の意見> ●は学校に必要な教室

- 各階に必要な教室プラス1教室(更衣室)
  - 音楽室は低学年用・高学年用で2教室
  - 理科室、図工室、家庭科室(各準備室)
  - 特別支援教室は4クラス
- 児童用の鍵付きロッカー

### 図書室

低学年と高学年で分ける 気軽に図書に触れられる空間 読み聞かせイベントができるように 拡大、一般にも開放 あくまで小学校の図書室。一般開放は考えなくてもよい

### 多目的スペース

一学年がまとめて入れる教室 合同授業、講演授業など様々な形で使いまわせるスペース

### トイレ

トイレを全て洋式化 温水洗浄機能

### 駐車場等

南駐車場は児童館用に、教職員駐車場は北駐車場に 南駐車場の歩車分離 給水車のための南門整備 雨の日に100人の乗降がスムーズにできるとよい 救急車両、放課後デイサービスなど様々な対応できる乗り場

### 外部

雨天や暑い日に下校チェックができるスペース 学年菜園の移設

## 併設施設

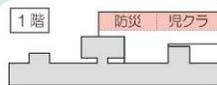
### 児童クラブ

<プラン(案)の説明>

- 小信中島つどいの里の児童クラブを学校内に移転する計画。
- 現状面積は約170㎡、利用者は約30人。
- 校内に移転により利用者増が考えられるため、現状面積より少し余裕を持たせるか。

<これまでの意見・当日の意見>

現在の在籍数ではなくゆとりを持った設計を



### 防災

<プラン(案)の説明>

- 地域との交流用途ともなる防災施設を計画。
  - 1階にしているが、2階の方がよいという意見もある。
  - 洪水時の緊急避難場所としては、すでに校舎2階以上が指定されている。(収容人数1700人)
  - 防災倉庫は別途危機管理課が計画中。
- <これまでの意見・当日の意見>
- 水害を考えると2階、荷下ろしやバリアフリーを考えると1階 太陽光発電、蓄電池、非常用コンセント

※プラン案(室名・配置・面積等)はワークショップのために仮設定したものであり、実現を確約するものではありません。

次回  
令和7年4月19日(土)  
18:00~ 同会場

# シン学校プロジェクト

小信中島小学校  
基本計画ワークショップ  
第4回 第5回

令和7年5月31日（土）に第5回ワークショップを小信中島公民館にて開催。これまでの要望内容を整理し、全員で確認しました。地域からの参加者は19名でした。  
なお、当初最終回の予定であった第4回（16名参加）は、ワークショップの位置づけや進め方についての質疑を受け、最終回を仕切り直しとしました。

## 基本計画への意見の反映について

これまでのワークショップで話し合ってきたことを振り返り、小信中島小学校基本計画（9月に策定予定）との関連性を説明しました。計画の第2章に要望事項等を掲載したうえで、第3章から第5章にかけての計画の内容に意見・要望を反映していく予定です。

### ワークショップの経緯

#### 地域からの提案書 実施方針

「児童が安全に、健やかに充実した小学校生活を送ることができる」  
5つの理想とする姿

#### 第1回 2024/12/14 グループワーク

- ①「わがまち・わが学校のじまんしたいところ」
- ②「学校を変えていきたいところ」

#### 第2回 2025/2/15

- 受託者からプラン（案）を提示
- ①「プラン（案）への疑問・意見」
- ②「地域は学校とどう関わりたいか」

#### 第3回 2025/3/15

- ①要望の再確認、考え方を話し合う

#### 第4回 2025/4/19

ワークショップの進め方についての質疑  
最終回に向けた意識合わせについての話し合い  
（最終回の仕切り直しを決定）

#### 第5回 2025/5/31

- ①これまでの意見まとめ
- ②学校構成のイメージ

### 基本計画の構成（案）

第1章 施設整備の背景・目的  
事業の背景・目的、敷地や校舎の現況、児童数推計など基本情報をまとめる章

第2章 施設整備の基本的な考え方  
ワークショップによる要望事項、建物の劣化状況などから計画の条件をまとめる章

第3章 計画の基本方針  
配置計画・平面計画の基本方針を文章や図表でまとめる章

第4章 基本計画  
第3章を計画図（配置・各階平面・立面・断面）で表現する章  
※基本とする計画であり、実際の図面は今後の設計（基本設計・実施設計）で協議・作成していきます。

第5章 計画条件の設定  
構造・設備などの技術的な設定、概算工事費、整備スケジュールなどをまとめる章

## 要望事項と学校構成のイメージ

ワークショップ及びアンケートの意見から要望を整理し、25の要望事項としてまとめました。基本計画に記載する要望として漏れないか、認識違いはないか話し合いました。

### 校舎内共通

- ①各室共通…空調機の設置/各室に面積のゆとりをもたせる
- ②トイレ…すべて洋式化

### 北舎（新設）

- ③音楽室…高・低学年用に2室確保
- ④理科室…理科室及び理科準備室の確保
- ⑤図工室…図工室及び図工準備室の確保
- ⑥図書室…高学年用と低学年用で図書を分けられるように
- ⑦パソコン室…パソコン室、スタジオ不要放送ブースは必要
- ⑧多目的室・多目的スペース  
…学年集会等を行える広い空間の確保
- ⑨放課後児童クラブ…ゆとりを持った面積設定に
- ⑩防災拠点…災害時に避難できる場所および水害を想定した備蓄場所を確保/太陽光発電、蓄電池、非常用コンセントの設置
- ⑪エレベーター…給食運搬のためのエレベーターの設置
- ⑫日本間…机椅子を簡単にセッティングできるスペースへ
- ⑬ピロティ…日差しや雨をしのげる広い外部空間（ピロティ）の確保

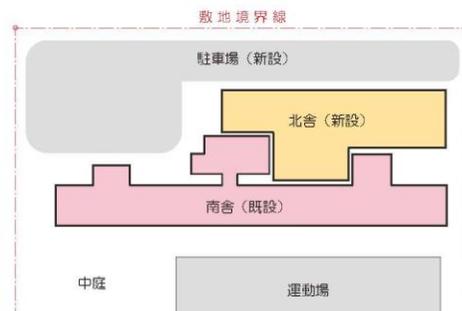
#### <ピロティとは>

壁がなく柱だけで構成された1階空間（★）のこと。2階の床が庇の役割を果たす。



### 当日意見（追加・補足・詳細な要望など）

- ワークショップ以外での地域の声を聞かずに整備方針を決めていないか？
- 横のつながりが薄くなる中で、地域コミュニティの場が必要。  
⑨⑩⑫の要望にそういう活用について盛り込んでほしい。
- 学校教育と地域利用の一体化ためには、⑧多目的スペースの利用に汎用性を持たせることが重要。
- 学校にふさわしい防災について十分検討してほしい。
- ⑬広い外部空間（ピロティ）の実現を最優先してほしい。
- 今後管理の問題で⑨児童クラブと学校の間で施設共用ができなくなるなら、児童クラブを併設する意味は薄れるので、要望に条件として考慮してほしい。



<学校構成のイメージ図>

### 南舎（既設）

- ⑭普通教室…各フロアに空教室を確保/児童用ロッカー設置
- ⑮特別支援教室…特別支援教室を4クラス確保
- ⑯教室の配置…移動教室の時間を短縮
- ⑰昇降口…避難時等を想定した昇降口の適切な配置。
- ⑱教員用更衣室…教員用更衣室の整備
- ⑲保健室…駐車場へのアクセスを考慮
- ⑳配膳室…給食センターからの二段階配送に対応できる設計

### 校舎外

- ㉑駐車場、車路、門  
…北側に教職員用駐車場の確保/南門付近の歩車分離/来校する車両の安全な動線及び児童の乗降場所の確保
- ㉒周辺道路…西側道路の道幅の確保または待機場の確保
- ㉓運動場…安全な運動場の検討
- ㉔学年菜園…学年菜園の移設場所の確保
- ㉕飼育小屋…観察池とうさぎ小屋は必須ではない

- ⑯教室の配置について「移動教室の時間を短縮」とまとめられているが、その意味合いは、「普通教室を北舎にも配置して3階までに収め、ワンフロアの移動だけで特別教室に行けるようにしては」というもの。
- イメージ図のような配置なら良いが、今後の変更で渡り廊下をつけないようにしてほしい。屋外の渡りは不便だし危険。
- ㉑駐車場には“大型バスが利用できるように”と明記してはどうか。
- ㉑駐車場の隅に資源ごみのダストボックスを設置してほしい。
- 現北舎の②トイレの扉の危険性について明記してはどうか。

住民説明会（別途ご案内）  
令和7年8月上旬

※上のイメージ図では、教室の南舎/北舎への振り分けは現況配置を優先する計画としています。教室配置は今後の「基本設計」で検討します。

### 3 ワークショップ参加者リスト

〈ご参加いただいた皆さま(肩書)〉

小信中島小学校スクールサポーター  
小信中島連区地域づくり協議会 会長  
小信中島連区地域づくり協議会 前会長  
小信中島公民館 館長  
小信中島公民館 副館長  
小信中島小学校 学校運営協議会 会長  
小信中島連区 自主防災連絡協議会 責任者  
小信中島連区 自主防災連絡協議会 委員(3名)  
小信中島連区 民生児童委員協議会 会長  
小信中島連区 民生児童委員  
一宮市 老人クラブ連合会 会長  
小信中島小学校 PTA 会長  
小信中島小学校 PTA 役員(2名)  
小信中島小学校 保護者  
小信中島小学校在校生(4名)  
尾西第三中学校在校生(1名)  
小信中島連区地域代表

小信中島小学校ワークショップにご参加いただきました皆さま、ご多忙の中、全5回にわたりご参加いただきましたこと、まことにありがとうございました。この度、皆さまから頂きました貴重なご意見を基に基本計画を取りまとめることが出来ました。今後、基本設計、実施設計と進んでまいりますので、今後とも小信中島小学校のプロジェクトを温かくお見守りいただけますようよろしくお願い申し上げます。

一宮市教育委員会

## 4 他都市の参考事例

他都市の学校整備事例のうち、前項の整備方針に類似した事例及び計画の参考となると考えられる事例を表 7-1 にまとめる。

表 7-1 他都市の参考事例

<p>① 川崎市立菅生小学校(長寿命化+柔軟教室配置)</p> <p>整備内容：老朽校舎の長寿命化改修、エレベーター棟増築</p> <p>ポイント：解体を最小限としながら、教室配置の再編により学年間の一体感を創出</p> <p>類似点・参考になる点：校舎の長寿命化改修、ゾーニングを再編した点</p>
<p>② 志木市立志木小学校(複合化+地域開放+オープン校舎)</p> <p>整備内容：公民館・図書館・学童保育と複合化</p> <p>ポイント：地域開放し、動線計画の工夫で地域による見守り体制を構築</p> <p>類似点・参考になる点：地域が利用する施設との複合化、地域交流の促進をはかった点</p>
<p>③ 飛島村立飛島学園(小中一貫+交流スペース)</p> <p>整備内容：小中学校を統合した義務教育学校へ</p> <p>ポイント：異学年交流できるメディアセンターを整備</p> <p>類似点・参考になる点：学年のまとまりあるゾーニング、異学年交流可能な空間を整備した点</p>
<p>④ 前橋市立桃井小学校(防災拠点+複合施設)</p> <p>整備内容：小学校・コミュニティセンター・消防分団・放課後児童クラブを複合化</p> <p>ポイント：避難所としての防災機能整備(トラック横付け、マンホールトイレ等)</p> <p>類似点・参考になる点：複数機能との複合化、防災ゾーンを想定した点</p>
<p>⑤ 稲敷市立新利根小学校(統廃合+図書中心+多目的)</p> <p>整備内容：3校統合による新設、図書スペース中心のゾーニング</p> <p>ポイント：図書館を中核に、特別教室と連続する空間を設計</p> <p>類似点・参考になる点：コミュニティ形成、特別教室と一体に使える図書室を整備した点</p>
<p>⑥ 岩国市立東小学校・東中学校(中高一貫+多様な学習空間)</p> <p>整備内容：施設一体型中高一貫校、校舎をつなぐ連絡橋、地域開放棟</p> <p>ポイント：校舎の中心に三層にわたるラーニングcommons(図書室・階段教室・PC室)を配置</p> <p>類似点・参考になる点：子どもの成長に合わせ、自発的な学びを誘発する空間を整備した点</p>
<p>⑦ 江東区立第二大島中学校(吹き抜け空間+大階段+木質化)</p> <p>整備内容：東西に長い校舎配置、普通教室と特別教室の間に吹き抜け空間整備</p> <p>ポイント：天然木と高窓による五感に働きかける環境づくり、内装に伝統工芸を使用</p> <p>類似点・参考になる点：基本的な校舎配置が類似。地域の伝統を取り入れた点</p>

## 5 補助制度の整理

本事業で活用可能な補助金は以下の通りである。また、②に関して「学校施設環境改善交付金交付要綱」のうち、工事内容や地域特性から判断し、本事業で活用可能と考えられるものを抜粋し、次表にまとめる。なお、申請にあたっては最新の要綱を参照するとともに、交付対象については関係省庁等と協議する。

<p>学校施設環境改善交付金</p> <p>[交付金の趣旨]</p> <p>公立学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であり、地震等の災害発生時には地域の避難所としての役割も果たすことから、その安全性を確保することは極めて重要であることから、地方公共団体が学校施設の整備をするに当たり、その実施に要する経費の一部を、国が交付金として地方公共団体へ交付するものです。</p> <p>[交付額の算定]</p> <p>交付金の金額の算定は、地方公共団体が作成する施設整備計画に記載された事業について、事業ごとに算出した配分基礎額(※)に算定割合を乗じた額と事業に要する経費の額に算定割合を乗じた額とを比較して少ないほうの額の総和に事務費を加えた額を予算の範囲内で交付します。(※配分基礎額…配分面積×配分単価)</p> <p>[根拠法等]</p> <p>義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第 12 条、学校施設環境改善交付金交付要綱</p>
--

「学校施設環境改善交付金」のうち本事業で活用可能と考えられるもの

(本土に係るもの)

項	事業区分	対象となる経費	配分基礎額の算定方法	算定割合
1	構造上危険な状態にある建物の改築	義務教育諸学校(小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。)の建物(校舎、屋内運動場及び寄宿舎をいう。以下同じ。)で構造上危険な状態にあるものの改築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。)に要する経費	ア 校舎又は屋内運動場の場合 校舎又は屋内運動場のそれぞれについて、次に掲げる面積のうちいずれか少ない面積から第二号に掲げる面積のうち危険でない部分の面積を控除して得た面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。 一 改築を行う年度の5月1日における当該学校の学級数に応ずる必要面積 二 改築を行う年度の5月1日における保有面積	1/3 (算定割合の特例) サ 学校以外の公共施設との複合化・集約化を行う場合の校舎及び屋内運動場にあつては 1/2
2	長寿命化改良事業	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校及び幼稚園の建物(幼稚園にあつては園舎。以下同じ。)で構造体の劣化対策を要する建築後 40 年以上経過したものの長寿命化改良に要する経費	文部科学大臣が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等乗じたものとする。	1/3 (算定割合の特例) ア 学校以外の公共施設との複合化・集約化を行う場合の校舎及び屋内運動場にあつては 1/2
		小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校及び幼稚園の建物で建築後 20 年以上であるものの長寿命化を図るための予防的な改修に要する経費	文部科学大臣が必要と認める額とする。	1/3
3	不適格改築	教育を行うのに著しく不適当な小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校及び幼稚園の建物で特別の事情があるものの改築に要する経費	1の項の例により算定するものとする。	1/3 ク 学校以外の公共施設との複合化・集約化を行う場合の校舎(幼稚園の園舎を含む。)及び屋内運動場にあつては 1/2
5	補強	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校及び幼稚園の補強を要する建物の補強工事に要する経費	補強工事を行う年度の5月1日における保有面積のうち、補強を要する建物の面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。	1/3

参考 「学校施設環境改善交付金交付要綱」(最終改正 令和7年4月1日 6文科施第963号)より抜粋

6	大規模改造(質的整備)	<p>小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校及び幼稚園の建物等並びに共同調理場の大規模改造で次に掲げる質的整備に要する経費(ただし、共同調理場にあつては工に掲げるものに限る。また、キに掲げるものの経費は令和7年度限りで廃止する。)</p> <p>ア 教育内容及び方法の多様化等に適合させるための内部環境改善を図る工事</p> <p>イ 法令等に適合させるための施設整備工事</p> <p>ウ スプリンクラーの設置(特別支援学校の寄宿舎に係るものに限る。)</p> <p>エ 空調設置工事</p> <p>オ バリアフリー化等施設整備工事</p> <p>カ 防犯対策施設整備工事(キに掲げるものを除く。)</p> <p>キ 特別防犯対策施設整備工事</p> <p>ク その他文部科学大臣が特に認めるもの</p>	<p>文部科学大臣が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等に乗じたものとする。</p>	<p>1/3 (算定割合の特例)</p> <p>ア 建物の保有面積が2,000平方メートル以上の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校のバリアフリー化等施設整備工事にあつては1/2</p> <p>ウ 令和5年度から令和7年度までの間における屋内運動場の空調設置工事(新設するものに限る。)にあつては1/2</p> <p>エ 特別防犯対策施設整備工事にあつては1/2</p>
9	屋外教育環境の整備に関する事業	<p>小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校及び幼稚園の屋外教育環境施設(屋外における教育環境整備の施設(植栽のための立木、芝生を含む。)であり、屋外運動場(幼稚園にあつては屋外運動広場)のための施設その他これらに附帯する施設をいう。)の整備(令和7年度から令和11年度までの間に行われるものに限る。)に要する経費</p>	<p>文部科学大臣が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等に乗じたものとする。</p>	<p>1/3</p>
21	学校給食施設の改築	<p>義務教育諸学校における学校給食の実施に必要な施設設備で構造上危険な状態にあるものの改築、小規模共同調理場を統合して適正規模にするため及び給食を提供する学校数若しくは児童生徒数の増</p>	<p>ア 単独校調理場(一の義務教育諸学校の学校給食の開設に必要な施設をいう。ただし、互いに敷地が隣接しない複数の校舎を有する一の義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設を除き、同一の</p>	<p>1/3</p>

		<p>加に伴い施設が狭隘であるための施設設備の改築又は保健衛生上、機能上、構造上及び学校管理運営上不適切と文部科学大臣が認めるものの改築(都道府県により自主的な市町村の合併の推進に関する構想に位置付けられた構想対象市町村又は平成21年3月末までに合併の申請を行い平成22年3月末までに合併した市町村であり、かつ、「市町村建設計画」に共同調理場の整備について明記されたものにあつては、市町村合併による既設共同調理場の統合等による改築(以下「既設共同調理場統合改築」という。)を含む。)に要する経費(ドライシステムによるものに限る。)</p>	<p>又は隣接する敷地内にある同一の設置者が設置する二以上の義務教育諸学校のみ(の学校給食を実施するための施設を含む。)の場合20の項アの例によるものとする。</p>	
			<p>イ 共同調理場(二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設。ただし、同一の又は隣接する敷地内にある同一の設置者が設置する二以上の義務教育諸学校のみ(の学校給食を実施するための施設を除き、互いに敷地が隣接しない複数の校舎を有する一の義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設を含む。)の場合20の項イの例によるものとする。</p>	1/3
33	防災機能の強化に関する事業	<p>幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の防災機能を強化するための施設整備(自家発電設備の整備については、避難所指定校に限る。)に要する経費(ただし、高等学校及び中等教育学校の後期課程にあつては屋外防災施設の整備に限る。)</p>	<p>文部科学大臣が必要と認める額とする。</p>	1/3
34	太陽光発電等の整備に関する	<p>幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、高等学校及</p>	<p>文部科学大臣が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価</p>	

	る事業	び中等教育学校の後期課程の産業教育のための実験実習施設、特別支援学校、共同調理場並びに社会体育施設における次に掲げる設備(工に掲げるものを単独で整備する場合には太陽光発電設置校に限り、才からキまでに掲げるものについては設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量から50%以上削減できる建物に整備するものに限る。)の整備に要する経費 ア 太陽光発電 イ 風力発電 ウ 太陽熱利用 エ 蓄電池 オ 地中熱利用 カ 雪氷熱利用 キ 小水力発電	等に乗じたものとする。	
--	-----	---	-------------	--

空調設備整備事業(本土に係るもの)

事業区分	対象となる経費	配分基礎額の算定方法	算定割合
空調設備整備事業	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校(いずれも避難所指定校に限る。)の屋内運動場に行う空調設備の新設及びその関連工事(令和6年度から令和15年度までの間に行われるものに限る。)に要する経費	文部科学大臣が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価に乗じたものとする。	1/2

<算定割合の引上げ要件>

複合化等の相手方となる公共施設(既存建物)の延床面積が、10%以上削減されること(複数の公共施設が対象となる場合、総面積で10%以上削減されること。)



シン学校プロジェクトー宮市小信中島小学校基本計画

2026(令和8)年2月

発行 一宮市

編集 教育部 総務課

〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号

電話：0586-85-7013(ダイヤルイン)

メール：k-somu@city.ichinomiya.lg.jp